

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件

○こども家庭庁 告示第 号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第
二十五項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する
基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から
適用する。

令和六年 月 日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>姿勢保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 <u>別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</u></p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>一 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>座位保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 <u>次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。</u></p> <p>一 <u>別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>

三 別表の3の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換

四 別表の3の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)

(新設)

(新設)

三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突き交換

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器一夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(

及びバッテリー交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

七 別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換

八 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）

九 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）

十 別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

十一 別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十二 別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十三 別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、第三項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換及びテーブル交換

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	<p>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部^{うで}切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式)</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	

		<p>はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>				
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p><u>(電動式)</u></p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネ</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>			
						<p>意すること。</p> <p>作業用</p> <p>ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>
					能動式	<p>ハンド型手付</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせることで製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐ</p>

		<p><u>ルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>						
肘義手	A-3	<p><u>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>					
						電動式		<p><u>こと。</u></p> <p><u>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</u></p> <p><u>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</u></p>
						フック型	<p><u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u></p> <p><u>その他はハンド型手部付と同じ。</u></p>	
						電動式	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</u></p>	

		<p>(電動式) <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> (その他) <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>				<p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</p>
				肩義手	装飾用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲—伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (能動式) <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド</u></p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>		作業用	<p>肩継手は、必要に応じて固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>
				能動式	ハンド型手部分付	<p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにするこ</p>

		<p>式の場合は、電動式として算定する。</p> <p><u>(電動式)</u></p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>				<p>と。</p> <p>外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>
						<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>
						<p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</p> <p>肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</p> <p>その他は能動式普通</p>
手義手	A-5	<p>手義手とは、手関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>			

		<p>(電動式) 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>(その他) 能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				用と同じ。
					フック型 手付	手部分は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手付と同じ。
					電動式	上腕義手電動式と同じ。
				肘義手	装飾用	上腕義手装飾用と同じ。
					作業用	幹部は、作業種目を考慮したものとする こと。 その他は上腕義手作業用と同じ。
					能動式	上腕義手能動式と同じ。
					電動式	上腕義手電動式と同じ。
				前腕義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせ て製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が
手部義手	A-6	<p>手部義手とは、手根中手切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式) 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式) 継手及び手先具の操作を</p>				

		<p>行うための力源に電気エネルギーを用いるもの (その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				<p>残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
				作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
手指義手	A-6 (多指切断)	<p>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。</p> <p>(能動式)</p> <p>切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のもの</p>				
	A-7 (1指切断)					
				能動式	長断端用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</p>
					ハンド型	
					フック型	

		を含む。							
股義足	B-1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いるものをいう。							すること。
大腿義足	B-2	<p>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式)</p> <p>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</p> <p>(ライナー式)</p> <p>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>(吸着式)</p> <p>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>						<p>・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。</p> <p>・ 中断端用には、肘の屈曲—伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。</p> <p>・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。</p> <p>コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用</p>	
膝義足	B-3	膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次							

		<p>に掲げるものをいう。 <u>(差込式)</u> 断端とソケットとの間に 余裕をもたせて適合させた ソケットを有するもの <u>(ライナー式)</u> ソケットとのインター フェイスにライナーを用い るもの。ライナーを用いる ものは全て、機能にかかわ らずライナー式に含める。 <u>(吸着式)</u> ソケットと断端表面との 間に陰圧による吸着作用を 生じさせ、もって自己懸垂 機能をもたせたもの。ライ ナーを使用するものは含ま ない。</p>						<p>い、ケーブルの摩擦を 少なくするとともに、 摩耗によるケーブルの 損傷を極力少なくする こと。 肩吊りバンドの適合 及びアライメントは、 コントロールケーブル のアライメントととも に能動義手の機能を左 右することから、適合 と取付けには特に留意 し、腋輪は、腋窩部の 疼痛、不快感、皮膚の 損傷を生じないよう適 切な保護用被覆を行う こと。</p>
下腿義足	B-4	<p>下腿義足とは、下腿切断 に用いるものであって、次 に掲げるものをいう。ライ ナーの有無は問わない。 <u>(差込式)</u> 断端とソケットとの間に 余裕をもたせて適合させた ソケットを用いて、大腿コ ルセット等の懸垂装置に よって懸垂するもの。ソ ケット底を開放した型式 <u>(オープンエンドソケッ ト)</u> のものを含む。</p>						<p>電動式 上腕義手電動式と同 じ。</p>
				手義手	装飾用	前腕義手装飾用と同 じ。		
					作業用	前腕義手作業用と同 じ。		
					能動式	前腕義手能動式長断 端用と同じ。		
					電動式	アの基本工作法によ り、エ及びオよりそれ ぞれ必要な材料・部品 を選択し、組み合わせ て製作すること。 ソケットは、断端と		

		<p>(PTB式) <u>膝蓋腱（靭帯）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p>(PTS式) <u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(KBM式) <u>膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(TSB式) <u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</u></p>						<p>の適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>	
				手部義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手袋型とすること。</p>			
					作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手部又は前腕部に固定できるようにすること。</p> <p>手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>			
					電動式	<p>手義手電動式と同じ。</p>			
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式) <u>断端とソケットとの間に</u></p>		手指義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品</p>			

		<p>余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの (有窓式) ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>				<p>を選択し、組み合わせで製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</p>		
足根中足義足	B-6	<p>足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ポイド切断及びピロゴフ切断を含む）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (足袋式) 足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの (下腿部支持式) 下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</p>		作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 指部は、作業に適すよう形成すること。</p>		
足趾義足	B-7	<p>足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。</p>		股義足	常用	普通	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付</p>	大腿短断端を含む。

			<p>けること。</p> <p>大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。</p> <p>アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。</p> <p>運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。</p>	
		カ ナ ダ 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。</p> <p>歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。</p> <p>アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。</p> <p>両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。</p>	

		作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
	大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
		吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に	差込吸着式を含む。

適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。

膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。

断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。

SACH足部は、体

		<p>重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持に</p>	

			<p>は断端未受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>
		作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用に同じ。</p>
	下腿義足	常用	<p>普通</p> <p>(軽便式を含む)</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩</p>

					<p>行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>	
			P T B 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省</p>	<p>サイム切 断を 含む。</p>	

				<p>いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも縮革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも縮革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>
	P T S 式			<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで義足を懸垂させること。</p>

				採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。
				義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はFAJALの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。
				膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はPTS式と同じ。
				ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。 その他はPTB式と同じ。

			同じ。	
	作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
	果義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	ピロゴフ切断を含む。
	足根中足義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケット</p>	

		<p>の適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>
	足袋式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>
	下腿部支持式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>

ア 基本工作法	
工 程	作 業 の 内 容

	義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。
足指義足	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>
(注)	
<p>1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p> <p>2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。</p> <p>3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。</p> <p>5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p>	
ア 基本工作法	
工 程	作 業 の 内 容

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、積層材の被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の

(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	<u>50,900</u>	
		電動式	<u>90,800</u>	
		その他	<u>38,200</u>	
A-2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>47,800</u>		
	電動式	<u>84,000</u>		
	その他	<u>40,700</u>		
A-3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>43,000</u>		
	電動式	<u>75,900</u>		
	その他	<u>37,100</u>		
A-4	(削る)	(削る)	全ての型式において、 <u>顆上懸垂式</u> は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>37,800</u>		
	電動式	<u>66,900</u>		
	その他	<u>36,000</u>		
A-5	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		
	能動式	<u>37,200</u>		

	除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用	<u>36,200</u>	肩甲胸郭間切断用は、 <u>14,200円</u> 増しとすること。
		作業用	<u>36,200</u>	
		能動式	<u>48,200</u>	
		電動式	<u>85,900</u>	
		(新設)	(新設)	
A-2	A-2	装飾用	<u>38,500</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
		作業用	<u>38,500</u>	
		能動式	<u>45,200</u>	
		電動式	<u>79,400</u>	
		(新設)	(新設)	
A-3	A-3	装飾用	<u>35,100</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しとすること。
		作業用	<u>35,100</u>	
		能動式	<u>40,700</u>	
		電動式	<u>71,800</u>	
		(新設)	(新設)	
A-4	A-4	装飾用	<u>34,100</u>	顆上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。
		作業用	<u>34,100</u>	
		能動式	<u>35,800</u>	
		電動式	<u>63,300</u>	
		(新設)	(新設)	
A-5	A-5	装飾用	<u>30,900</u>	
		作業用	<u>30,900</u>	
		能動式	<u>35,200</u>	

		電動式	65,400	
		その他	32,600	
	A-6	(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		能動式	18,900	
		電動式	33,400	
		その他	12,400	
	A-7	能動式	14,600	
		その他	9,950	
義足用	B-1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、 <u>20,100</u>
		(削る)	(削る)	円増しとすること。
	B-2	差込式	76,300	短断端切断用キップシャフ
		ライナー式	126,500	トは、 <u>56,800</u> 円増しとする
		吸着式	175,600	こと。
				坐骨収納型ソケットは、
				<u>53,200</u> 円増しとし、チェッ
				クソケット加算ができるこ
				と。
	B-3	差込式	74,400	大腿支柱付きは、 <u>27,200</u> 円
		ライナー式	97,500	増しとすること。
		吸着式	146,600	
	B-4	差込式	60,800	大腿支柱付きは、 <u>27,200</u> 円
		P T B式	86,500	増しとすること。
		P T S式	103,700	
		K B M式	106,700	
		T S B式	86,500	
	B-5	差込式	49,400	
		有窓式	74,400	
	B-6	足袋式	25,900	
		下腿部	74,400	
		支持式		

		電動式	61,900	
		(新設)	(新設)	
	A-6	装飾用	11,800	
		作業用	11,800	
		能動式	17,900	
		電動式	31,600	
		(新設)	(新設)	
	A-7	装飾用	9,450	
		作業用	13,800	
義足用	B-1	受皿式	110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000</u>
		カナダ式	110,500	円増しとすること。
	B-2	差込式	72,200	短断端切断用キップシャフ
		ライナー式	119,600	トは、 <u>53,700</u> 円増しとする
		吸着式	166,000	こと。
				坐骨収納型ソケットは、
				<u>58,700</u> 円増しとすること。
	B-3	差込式	70,400	大腿支柱付きは、 <u>25,800</u> 円
		ライナー式	92,200	増しとすること。
		吸着式	138,600	
	B-4	差込式	57,500	大腿支柱付きは、 <u>25,800</u> 円
		P T B式	81,800	増しとすること。
		P T S式	98,100	
		K B M式	100,900	
		T S B式	81,800	
	B-5	差込式	46,700	
		有窓式	70,400	
	B-6	足袋式	24,500	
		下腿部	70,400	
		支持式		

B-7	19,800
(注)	
1 (略)	
2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>50,600円</u> 加算できること。	
3 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、 <u>8,700円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。	
4 (略)	

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>10,100</u>	
		熱硬化性樹脂 (削る)	<u>22,600</u>	
		熱可塑性樹脂 (削る)	<u>5,750</u>	
A-2	(削る)	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>13,300</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	

B-7	18,800
(注)	
1 (略)	
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>47,900円</u> 加算できること。	
3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、 <u>8,250円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。	
4 (略)	

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	<u>11,700</u>	(新設)
		皮 革	<u>9,550</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,400</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>21,900</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,450</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>6,000</u>	
A-2	(削る)	アルミニウム、セルロイド	<u>10,300</u>	(新設)
		皮 革	<u>12,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	

	(削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 7,500 (削る)	
A-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 14,300 15,500 (削る) 5,300 (削る)	電動式は、520円増しとすること。
A-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 13,100 15,200 (削る) 5,200 (削る)	電動式は、520円増しとすること。
A-5	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) 9,900 14,400 (削る) 7,500 (削る)	電動式は、520円増しとすること。

	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,100	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550	
A-3	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10,300 13,600 14,700 15,200 5,050 5,550	(新設)
A-4	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	9,100 12,400 14,400 14,800 4,950 5,450	(新設)
A-5	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	10,900 9,400 13,700 14,100 7,100 7,600	(新設)

	A-6	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂 (削る)	(削る) <u>9,650</u> <u>11,700</u> (削る) <u>7,350</u> (削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>4,300</u> <u>4,350</u> <u>3,750</u>	
義足用	B-1	(削る) 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>40,000</u> <u>16,800</u>	
	B-2	木 製 (削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>54,500</u> (削る) <u>21,300</u> <u>31,100</u> <u>18,300</u>	エアクションソ ケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすこと。 二重式ソケット は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することがで きること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>18,900円</u> 増し とすること。

		(電動式)		
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>8,900</u> <u>9,150</u> <u>11,100</u> <u>11,500</u> <u>6,950</u> <u>7,350</u>	(新設)
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>4,100</u> <u>4,150</u> <u>3,550</u>	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>23,100</u> <u>37,900</u> <u>15,900</u>	
	B-2	木 製 アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>51,600</u> <u>15,400</u> <u>20,200</u> <u>29,400</u> <u>17,300</u>	エアクションソ ケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすこと。 二重式ソケット は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することがで きること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>17,900円</u> 増し とすること。

B-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) 27,500 46,000 20,800	エアクションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600</u> 円増しとすること。
B-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) 19,300 28,100 14,700	エアクションソケットは、 <u>15,600</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350</u> 円増しとすること。
B-5	(削る)	(削る)	エアクションソ

B-3	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600</u> 円増しとすること。
B-4	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクションソケットは、 <u>14,800</u> 円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950</u> 円増しとすること。
B-5	アルミニウム、	12,800	エアクションソ

		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,600 26,700 11,600	ケットは、 <u>14,300</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>10,200</u> 円増し とすること。
B-6	(削る)	皮 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂	(削る) <u>11,500</u> 24,600 (削る) <u>11,400</u>	エアクションソ ケットは、 <u>13,500</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,250</u> 円増し とすること。 下腿部支持式につ いては、 <u>2,100</u> 円 増しとすること。
B-7		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,100</u> 22,400 10,800	

(注)

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型 区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>	

		セルロイド 皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	18,600 25,300 11,000	ケットは、 <u>13,600</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>9,700</u> 円増し とすること。
B-6		セルロイド 皮 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	<u>12,700</u> 10,900 23,300 25,300 <u>10,800</u>	エアクションソ ケットは、 <u>12,800</u> 円増しとするこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>5,950</u> 円増し とすること。 (新設)
B-7		皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>9,550</u> 21,200 10,300	

(新設)

(イ) ソフトインサート

名称	採型 区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	

		軟性発泡樹脂	5,050
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550
A-2	皮革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A-3	皮革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A-4	皮革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
A-5	皮革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B-1	皮革	7,400
		軟性発泡樹脂	5,600
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200
	B-2	皮革	5,700
軟性発泡樹脂		5,200	
皮革・軟性発泡樹脂		7,400	
皮革・フェルト		10,200	
シリコーン		46,500	
B-3	皮革	6,400	
	軟性発泡樹脂	5,350	
	皮革・軟性発泡樹脂	10,200	
	皮革・フェルト	11,300	
	シリコーン	50,100	
B-4	皮革	4,700	
	軟性発泡樹脂	5,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
	皮革・フェルト	8,800	

		軟性発泡樹脂	4,800
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100
A-2	皮革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A-3	皮革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A-4	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
A-5	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義足用	B-1	皮革	7,000
		軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B-2	皮革	5,400
軟性発泡樹脂		4,950	
皮革・軟性発泡樹脂		7,000	
皮革・フェルト		9,700	
シリコーン		44,000	
B-3	皮革	6,050	
	軟性発泡樹脂	5,100	
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
	皮革・フェルト	10,700	
	シリコーン	47,400	
B-4	皮革	4,450	
	軟性発泡樹脂	4,750	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	皮革・フェルト	8,350	

	シリコーン	40,000	
B-5	皮革	4,950	
	軟性発泡樹脂	8,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,700	
B-6	皮革	3,150	下腿部支持式につ いては、4,450円 増しとすること。
	(削る)	(削る)	
	軟性発泡樹脂	3,550	
	(削る)	(削る)	
B-7	皮革	2,400	
	軟性発泡樹脂	2,850	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,900	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	(削る)	肩部		9,500	肩義手で、ソ ケットに続く 部分の形状を 健側のように 整えるため又 は上腕部との 接続のために
	能動式	上腕部	(削る)	(削る)	
			熱硬化性樹脂	26,400	
	(削る)		熱可塑性樹脂	8,500	
		前腕部	(削る)	21,700	

	シリコーン	37,900	
B-5	皮革	4,700	
	軟性発泡樹脂	7,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
B-6	皮革	3,000	(新設)
	皮革	4,700	
	(下腿部支持式)		
	軟性発泡樹脂	3,400	
	軟性発泡樹脂	7,600	
	(下腿部支持式)		
B-7	皮革	2,300	
	軟性発泡樹脂	2,700	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
	(下腿部支持式)		

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備考
義手用	装飾用	肩部		9,000	(新設)
	能動式	上腕部	アルミニウム、	8,050	
			セルロイド		
	作業用		熱硬化性樹脂	25,000	
		(新設)	(新設)		
		前腕部	アルミニウム、	10,200	
			セルロイド		

		(削る)	(削る)	修正を行う場
(削る)	(削る)		(削る)	合は、9,900 円増しとする こと。
	(削る)		(削る)	
電動式	肩 部	(削る)	11,500	
	上腕部	(削る)	32,500	
	前腕部	(削る)	26,700	
	手 部	(削る)	26,700	
その他	肩 部		9,500	
	上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	
		熱可塑性樹脂	8,500	
	前腕部	熱硬化性樹脂	21,700	
		熱可塑性樹脂	10,700	
義足用	(削る) (削る)	股 部	11,600	股義足で、ソ ケットに続く 部分の形状を 健側のように 整えるため又 は股継手の土 台を積層する ために大幅な 修正を行う場 合は、11,700 円増しとする

		熱硬化性樹脂	20,600	
作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び 上腕義手用に 幹部を使用す る場合に限る こと。
	前腕部		10,200	前腕義手用に 幹部を使用す る場合に限る こと。
電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
	上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
	前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
	手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
(新設)	(新設)		(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
義足用	常用 作業用	股 部	11,000	(新設)

				こと。
大腿部	木製 (削る)	34,500 (削る)	膝義足の場合 を含む。	
	熱硬化性樹脂	36,100	股義足用及び 大腿義足用に 鉄脚を使用す る場合は、 66,300円とす ること。	
下腿部	木製 (削る)	30,100 (削る)	サイム義足及 び足根中足義 足（下腿部支 持式）の場合 を含む。	
	熱硬化性樹脂	35,500	下腿義足用に 鉄脚を使用す る場合は、 31,500円とす ること。	
足 部	軟性発泡樹脂	16,100	サイム義足、 足根中足義足 及び足趾義足 の場合に限り 加えることが できること。	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

大腿部	木製 アルミニウム、 セルロイド	32,700 33,000	(新設)	
	熱硬化性樹脂	34,200		
下腿部	木製 アルミニウム、 セルロイド	28,500 29,900	(新設)	
	熱硬化性樹脂	33,600		
足 部	軟性発泡樹脂	15,300	(新設)	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部	62,900	股義足用及び 大腿義足用に 鉄脚を使用す る場合に限る こと。	

	(削る)		(削る)	(削る)
(注)				
1 (略)				
2 <u>アルミニウム、セルロイドについては、木製に準ずること。</u>				
(削る)				
(削る)				
(削る)				

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用 手義手用 手部義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	
		8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手（一組）	2,750	

	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
(注)				
1 (略)				
2 <u>果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。</u>				
3 <u>肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。</u>				
4 <u>股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。</u>				
5 <u>熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。</u>				

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用 (新設) (新設)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
		8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手（一組）	2,600	

		Yストラップ	2,750	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	17,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,250	
	膝義足用	肩吊り帯	7,100	
		腰バンド	9,800	
		横吊帯	1,850	
		義足用股吊帯一式	4,700	（削る）
断端袋	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。
	サイム義足用	横吊帯	2,500	
		大腿コルセット一式	12,800	
		PTBカフベルト一式	9,750	
	上腕用		3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用		3,550	
	大腿用		5,600	
	下腿用		5,900	
（削る）				

(オ) 外装

		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,400	
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	
	(新設)	肩吊り帯	6,750	
		腰バンド	9,300	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	価格は、1本当たりのものであること。
(新設)	下腿義足用	腰バンド	9,300	(新設)
	(新設)	横吊帯	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		PTBカフベルト一式	9,250	
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。				

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	6,200	
		プラスチック	17,100	
		塗装	2,200	
	上腕部	皮革	6,400	
		プラスチック	16,600	
		塗装	1,950	
	前腕部	皮革	6,200	
		プラスチック	13,000	
		塗装	2,050	
義足用	股部	皮革	11,400	
		プラスチック	18,800	
		塗装	3,650	
	大腿部	皮革	9,350	
		プラスチック	16,800	
		塗装	3,250	
	下腿部	皮革	8,500	
		プラスチック	14,600	
		塗装	2,900	
	足部	表	皮革	5,700
			裏	3,900
		裏	皮革	3,750
リアルソックス			1,150 (略)	

オ 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	5,900	
		プラスチック	16,200	
		塗装	2,100	
	上腕部	皮革	6,050	
		プラスチック	15,700	
		塗装	1,850	
	前腕部	皮革	5,900	
		プラスチック	12,300	
		塗装	1,950	
義足用	股部	皮革	10,800	
		プラスチック	17,800	
		塗装	3,450	
	大腿部	皮革	8,850	
		プラスチック	15,900	
		塗装	3,100	
	下腿部	皮革	8,050	
		プラスチック	13,800	
		塗装	2,750	
	足部	表	皮革	5,400
			裏	3,700
		裏	皮革	3,550
リアルソックス			1,100 (略)	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
義手	肩義手	(削る)	(削る)	耐用年数以内の 破損及び故障に 際しては、原則 として修理又は 調整を行うこ と。
		(削る)	(削る)	
		能動式	3	
		電動式	3	
		その他(装飾用以外)	3	
		その他(装飾用)	4	
	上腕義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。
		(削る)	(削る)	
		能動式	3	
		電動式	3	
		その他(装飾用以外)	3	
		その他(装飾用)	4	
	肘義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。
		(削る)	(削る)	
		能動式	3	
		電動式	3	
		その他(装飾用以外)	3	
		その他(装飾用)	4	
前腕義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	3		
	電動式	3		
	その他(装飾用以外)	3		
	その他(装飾用)	4		
手義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	3		
	電動式	3		
	その他(装飾用以外)	2		
	その他(装飾用)	1		
手部義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	3		
	電動式	3		
	その他(装飾用以外)	2		
	その他(装飾用)	1		
手指義手	(削る)	(削る)	耐用年数とは、 通常の使用状態 において当該補 装具が修理不能 となるまでの予 想年数を示して いるものである ため、耐用年数 を一律に適用し ないこと。	
	(削る)	(削る)		
	能動式	2		
	その他(装飾用以外)	2		
	その他(装飾用)	1		
	その他(装飾用)	1		
義足	股義足		4	
	大腿義足	(削る)	(削る)	
	差込式		3	

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考	
義手	上腕義手	装飾用	4	耐用年数以内 の破損及び故障 に際しては、原 則として修理又 は調整を行うこ と。	
		作業用	3		
		能動式	3		
		電動式	3		
		(新設)	(新設)		
		(新設)	(新設)		
	肩義手	装飾用	4	(新設)	
		作業用	3		
		能動式	3		
		電動式	3		
		(新設)	(新設)		
		(新設)	(新設)		
	肘義手			3	(新設)
				3	
				3	
				3	
				3	
				3	
前腕義手	装飾用	1	(新設)		
	作業用	2			
	(新設)	(新設)			
	電動式	3			
	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)			
手義手	装飾用	1	(新設)		
	作業用	2			
	(新設)	(新設)			
	電動式	3			
	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)			
手部義手	装飾用	1	(新設)		
	作業用	2			
	(新設)	(新設)			
	電動式	3			
	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)			
義足	股義足		4		
	大腿義足	常 用	3		
		(新設)	(新設)		

	ライナー式	3
	吸着式	5
膝義足	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	差込式	3
	ライナー式	3
	吸着式	5
下腿義足		2
サイム義足		2
足根中足義足	(削る)	(削る)
	足袋式	1
	下腿部支持式	2
足趾義足		1

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	

	(新設)	(新設)
	吸着式	5
膝義足	作業用	3
	常 用	3
	作業用	2
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
下腿義足		2
果義足		2
足根中足義足	鋼板入り	2
	足袋式	1
	下腿部支持式	2
足指義足		1

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	3	(略)
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	

15～17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「 <u>手部義手</u> 」及び「 <u>手指義手</u> 」の「 <u>その他（装飾用）</u> 」、「 <u>足根中足義足</u> 」の「 <u>足袋式</u> 」及び「 <u>足趾義足</u> 」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--------	------	---	--

15～17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「 <u>手部義手</u> 」の「 <u>装飾用</u> 」、「 <u>手指義手</u> 」の「 <u>装飾用</u> 」、「 <u>足根中足義足</u> 」の「 <u>足袋式</u> 」及び「 <u>足趾義足</u> 」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--------	------	--	--

(削る)

備考

(2) 義肢—骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるもの	作業用の手先具は、3個を

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢—骨格構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工 作法	価格	備考
肩義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれ	イの採型 区分によ	

		<p>であって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>	<p>限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>			<p>それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>るウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>
				<p>上腕義手 装飾用 肩義手と同じ。</p>			
				<p>前腕義手 装飾用 肩義手と同じ。</p>			
				<p>股義足 カナダ式</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>片側骨盤切断用を含むものであること。</p>		
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(能動式)</u></p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	<p>大腿義足 差込式 股義足と同じ。</p>			<p>キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。</p> <p>吸着式には、</p>
				<p>大腿義足 吸着式 股義足と同じ。</p>			

		<p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じた専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				<p>差込吸着式を含むものであること。</p>
肘義手	A-3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること</p> <p>。</p>	<p>膝義足</p> <p>常用</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>		
		<p>下腿義足</p> <p>PTB式</p> <p>PTS式</p> <p>KBM式</p> <p>T SB式</p> <p>長断端用</p>	<p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p>		<p>サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。</p>	
<p>(注)</p> <p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の</p>						

		<p>に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>		<p>耐用年数によるものとする。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ完成用部品を加えること</p>	
股義足	B-1	<p>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</p>		
大腿義足	B-2	<p>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次</p>		

		<p><u>に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に</u> <u>余裕をもたせて適合させた</u> <u>ソケットを用いて、懸垂装</u> <u>置によって懸垂するもの。</u> <u>ソケット底を開放した型式</u> <u>(オープンエンドソケッ</u> <u>ト) のものを含む。</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインター</u> <u>フェイスにライナーを用い</u> <u>るもの。ライナーを用いる</u> <u>ものは全て、機能にかかわ</u> <u>らずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との</u> <u>間に陰圧による吸着作用を</u> <u>生じさせ、もって自己懸垂</u> <u>機能を持たせたもの。ライ</u> <u>ナーを使用するものは含ま</u> <u>ない。</u></p>	
膝義足	B-3	<p><u>膝義足とは、膝関節離断</u> <u>に用いるものであって、次</u> <u>に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に</u> <u>余裕をもたせて適合させた</u> <u>ソケットを有するもの</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインターフ</u></p>	

		<p><u>エイスにライナーを用いる義足。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>	
<u>下腿義足</u>	<u>B-4</u>	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p><u>(PTB式)</u></p> <p><u>膝蓋腱(靭帯)を主とし、脛骨内側顆部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p><u>(PTS式)</u></p>	

		<p><u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(KBM式)</u></p> <p><u>膝蓋骨を露出させているもので、かつ大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(TSB式)</u></p> <p><u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</u></p>
<u>サイム義足</u>	<u>B-5</u>	<p><u>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p><u>(有窓式)</u></p> <p><u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>

ア 基本工作法

ア 基本工作法

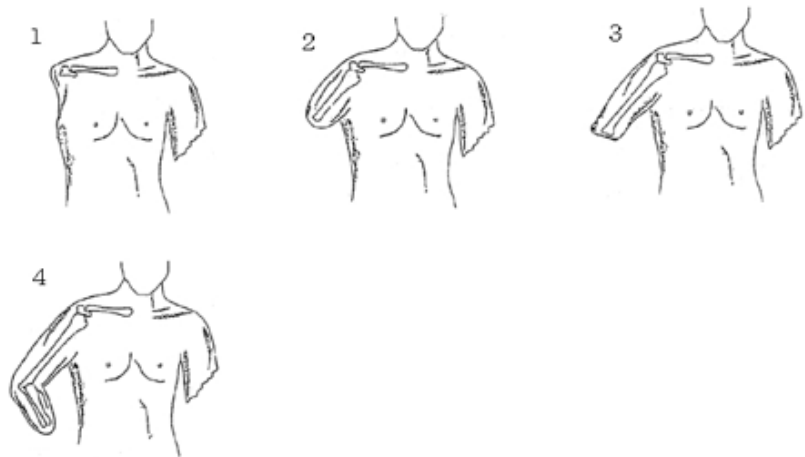
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴掘り及び外形の研削、積層材の被覆

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ 採型区分

A 義手



B (略)

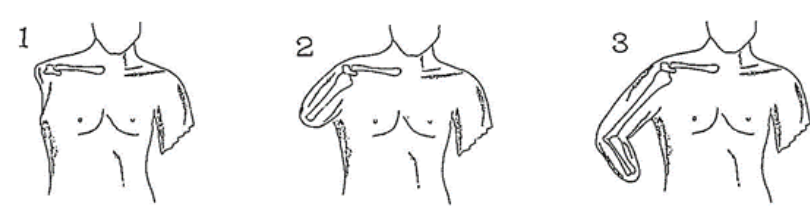
ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る) 能動式	(削る) 50,900	肩甲胸郭間切断用は、 15,000円増しとすること。
		その他	38,200	
	A-2	(削る) 能動式	(削る) 47,800	吸着式は、29,600円増しと すること。

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義手



B (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用 (新設)	36,200 (新設)	肩甲胸郭間切断用は、 14,200円増しとすること。
		(新設)	(新設)	
	A-2	装飾用 (新設)	38,500 (新設)	吸着式は、28,000円増しと すること。

		その他	40,700	
	A-3	(削る) 能動式 その他	(削る) 43,000 37,100	吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
	A-4	能動式 その他	37,800 36,000	顆上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	76,300	短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、 <u>チェックソケット</u> 加算ができること。
			126,500	
			175,600	
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,400	
			97,500	
146,600				
B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	60,800	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。	
		86,500		
		103,700		
		106,700		
		86,500		
B-5	差込式 有窓式	49,400		
		74,400		
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ				

		(新設)	(新設)	
	A-3	装飾用 (新設) (新設)	34,100 (新設) (新設)	顆上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。
	(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設)
義足用	B-1	カナダ式	110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。
			119,600	
			166,000	
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	70,400	
			92,200	
138,600				
B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	57,500	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。	
		81,800		
		98,100		
		100,900		
		81,800		
B-5	差込式 有窓式	46,700		
		70,400		
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ				

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。

- 3 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>10,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>22,600</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,750</u>	
	A-2	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>13,300</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,500</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,500</u>	
	A-3	(削る)	(削る)	
		皮 革	<u>13,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>15,200</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,200</u>	
A-4	皮 革	<u>13,100</u>		
	熱硬化性樹脂	<u>15,200</u>		

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。

- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、 セルロイド	<u>11,700</u>	
		皮 革	<u>9,550</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>21,400</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,450</u>	
	A-2	アルミニウム、 セルロイド	<u>10,300</u>	
		皮 革	<u>12,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,100</u>	
	A-3	アルミニウム、 セルロイド	<u>9,100</u>	
		皮 革	<u>12,400</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,400</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>4,950</u>	
(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)		

		熱可塑性樹脂	5,200	
義足用	B-1	(削る)	(削る)	
		熱硬化性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B-2	木製 (削る)	54,500 (削る)	エアクションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,300 31,100 18,300	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900</u> 円増しとすること。	
B-3	(削る)	(削る)	エアクションソケットは、 <u>17,200</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	27,500 46,000 20,800	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600</u> 円増しとすること。	
	B-4	(削る)	エアクションソケットは、 <u>15,600</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂	19,300 28,100		

		(新設)	(新設)	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド	51,600 15,400	エアクションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	20,200 29,400 17,300	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900</u> 円増しとすること。	
B-3	アルミニウム、 セルロイド	15,700	エアクションソケットは、 <u>16,300</u> 円増しとすること。	
	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	26,000 43,500 19,700	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600</u> 円増しとすること。	
	B-4	アルミニウム、 セルロイド	12,300	エアクションソケットは、 <u>14,800</u> 円増しとすること。
	皮革 熱硬化性樹脂	18,300 26,600		

	熱可塑性樹脂	14,700	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350円</u> 増しとすること。
B-5	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,600</u> <u>26,700</u> <u>11,600</u>	エアクッションソケットは、 <u>14,300円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200円</u> 増しとすること。
(注) アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。			

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,050</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,550</u>	
	A-2	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	
	A-3	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	

	熱可塑性樹脂	13,900	(略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950円</u> 増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,800</u> <u>18,600</u> <u>25,300</u> <u>11,000</u>	エアクッションソケットは、 <u>13,600円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700円</u> 増しとすること。
(新設)			

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,800</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,100</u>	
	A-2	皮 革	<u>4,150</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	
	A-3	皮 革	<u>4,050</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	

	A-4	皮 革	4,250
		軟性発泡樹脂	4,900
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900
義足用	B-1	皮 革	7,400
		軟性発泡樹脂	5,600
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200
	B-2	皮 革	5,700
		軟性発泡樹脂	5,200
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400
		皮革・フェルト	10,200
		シリコーン	46,500
	B-3	皮 革	6,400
		軟性発泡樹脂	5,350
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200
		皮革・フェルト	11,300
		シリコーン	50,100
	B-4	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	5,000
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600
		皮革・フェルト	8,800
		シリコーン	40,000
	B-5	皮 革	4,950
		軟性発泡樹脂	8,000
皮革・軟性発泡樹脂		8,700	
(注)			
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。			
2 (略)			

(ウ) 支持部

	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮 革	7,000
		軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B-2	皮 革	5,400
		軟性発泡樹脂	4,950
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000
		皮革・フェルト	9,700
		シリコーン	44,000
	B-3	皮 革	6,050
		軟性発泡樹脂	5,100
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650
		皮革・フェルト	10,700
		シリコーン	47,400
	B-4	皮 革	4,450
		軟性発泡樹脂	4,750
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200
		皮革・フェルト	8,350
		シリコーン	38,100
	B-5	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	7,550
皮革・軟性発泡樹脂		8,200	
(注)			
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。			
2 (略)			

(ウ) 支持部

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は上腕部との接続のため に修正を行う場合は、9,850円増しとする こと。
上腕義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
肘義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
前腕義手用	12,000	幹部を使用する場合を含むこと。
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は股継手の土台を積層す るために大幅な修正を行う場合は、11,600 円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝義足用	18,300	
下腿義足用	12,000	サィム義足を含む。
(削る)		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区 分	名 称	使 用 部 品	上限価格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハー ネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
前腕義手用	11,400	(新設)
股義足用	17,300	(新設)
大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)
(注)		
1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、 9,350円増しとすること。		
2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を 行う場合は、11,000円増しとすること。		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハー ネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	

義 手 用 ハ ー ネ ス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	23,500		義 手 用 ハ ー ネ ス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	22,300		
	肘義手用	ハーネス一式				(新設)	ハーネス一式			
		肩たすき一式	11,900				肩たすき一式	11,300		
		8字ハーネス一式	10,800				8字ハーネス一式	10,300		
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	20,100			前腕義手用	胸郭バンド式前腕	19,000		
義 足 懸 垂 用 部 品		ハーネス一式	8,750			ハーネス一式	8,300			
		8字ハーネス一式	5,650			8字ハーネス一式	5,350			
		9字ハーネス一式	5,700			9字ハーネス一式	5,400			
		上腕カフ (三頭筋 パッド)				上腕カフ (三頭筋 パッド)				
	股義足用	懸垂帯一式	16,900		股義足用	懸垂帯一式	16,000			
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,150		大腿義足用	シレジアバンド一式	7,750			
	膝義足用	肩吊り帯	7,100		(新設)	肩吊り帯	6,750			
		腰バンド	9,750			腰バンド	9,250			
		横吊帯	1,850			横吊帯	1,750			
		義足用股吊帯一式	4,700	(削る)		義足用股吊帯	2,250	価格は1本当 たりのものである こと。		
下 腿 義 足 用 サ イ ム 義 足 用	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、	下腿義足用	腰バンド	9,300	(新設)		
	サイム義足用	横吊帯	2,500	P T Bカフベルト	(新設)	横吊帯	2,400			
		大腿コルセット一式	12,800	に準ずること。		大腿もも締め一式	12,100			
		P T Bカフベルト一 式	9,750			P T Bカフベルト一 式	9,250			
断 端 袋	上腕用		3,350	年間の上限額であ るため、特性、数 量にかかわらず、 当該額の範囲で一 括支給することが できること。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	前腕用		3,550		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	大腿用		5,600		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	下腿用		5,900		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

(削る)

(オ) 外装

名 称	上限価格 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上 腕 義 手 用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前 腕 義 手 用	8,550	
股 義 足 用	30,400	
大 腿 義 足 用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下 腿 義 足 用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

オ 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際して

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
(新設)	(新設)	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	(新設)

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際

継手類 (削る)	3	は、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	3	
ターンテーブル	3	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(削る)

継手類	3	しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	3	(新設)
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具 (オーダーメイド) とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
下肢装具	股装具	<p>股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ば</p>	<p>児童にあつては、発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)及びパルテス病用の装具を含む。</p>

(3) 装具
(新設)

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	股装具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロ</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	

	<p><u>ねで補強されているもの</u> <u>D ツイスター</u> <u>仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。</u></p>			<p><u>イド</u> <u>2 皮革</u> <u>3 プラスチック</u> <u>C 軟性</u> <u>布を主材料としたもの</u></p>		
<p>長下肢装具</p>	<p><u>大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</u> <u>A 硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u> <u>B 両側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u> <u>C 片側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p>		<p>先天股脱装具</p>	<p><u>先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</u> <u>A リーメンビューゲル型（パブリック帯）</u> <u>布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</u> <u>B フォンローゼン型</u> <u>三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</u> <u>C バチェラー型</u> <u>両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</u> <u>D ローレンツ型</u> <u>股関節を開排位</u></p>		<p>障害児に限る。</p>

<p>膝装具</p>	<p>大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>	<p>に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>	
<p>短下肢装具</p>	<p>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A 硬性</p>	<p>内反足装具</p> <p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。</p> <p>2 足部おおい型</p> <p>3 靴型装具型</p>	<p>障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。</p>
		<p>長下肢装具</p> <p>大腿上部より足底に及ぶもの</p>	

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 後方支柱付 下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>		<p>A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>C 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p>			
足装具	<p>足部に装着する装具であって、靴型装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 足底装具 足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側^{くまび}楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</p> <p>B Denis-Browne (デニスブラウン) 型</p>	靴型装具の一部として算定できないこと。				

		両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの			2 皮革 3 プラスチック D X脚又はO脚（障害児に限る。）	
靴型装具		変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものを整形靴、陽性モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。 A 長靴 腰革（側革）の高さがおむね下腿の2/3までかかるもの B 半長靴 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの C チャッカ靴 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの D 短靴 腰革（側革）の高さが果部より低いもの	足底装具の価格は加算できないこと。			
				膝装具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟性 布を主材料としたもの	
体幹装具	頰椎装具	頰椎の運動を制御し又は頰部への負荷を軽減する以下のものとする。 A 硬性		短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの	頰上部型プラスチック

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C カラー 頸部のみを全周覆うもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕 斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。</p>				
胸腰仙椎装具	<p>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>			<p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支</p>	<p>短下肢装具 (NYU型)及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具(支柱付き)に含まれること。</p>
腰仙椎装具	<p>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p>				

	<p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B <u>フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p>C <u>軟性</u> 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>									<p>柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p>
仙腸装具	<p>骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B <u>フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p>C <u>軟性</u> 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D <u>骨盤帯</u> 骨盤を带状に一周するもの</p>									<p>E <u>板ばね</u> 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする。</p> <p>F <u>硬性</u> 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 <u>支柱付き</u> 金属の支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 <u>支柱なし</u> 金属支柱のないもの</p>
側弯症装具 <small>わん</small>	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの</p> <p>A <u>硬性</u></p>									<p>G <u>軟性</u> ゴムひもを用い</p>

	<p>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C 軟性 <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>		<p>アーチを支えるもの</p> <p>C 補高 <u>1 2cm未満</u> <u>2 2cm以上</u></p> <p>D 内側及び外側楔</p>		
手関節装具	<p>前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</p> <p>A 硬性 <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B 両側支柱付 <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C 片側支柱付 <u>上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D 掌側（背側）支柱付 <u>上肢の掌側又は背側の長</u></p>		<p>医師の処方に基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップターの付いたもの</p> <p>A 長靴 <u>下腿の上部に及ぶもの</u></p> <p>B 半長靴（編上靴） <u>側革が果部より高いもの</u></p> <p>C チャッカ靴 <u>側革が果部に及ぶもの</u></p> <p>D 短靴 <u>側革が果部より低いもの</u></p>		靴型装具の要素 <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
		体幹装具	<p>頸椎装具</p> <p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠</p>		高さ調整は、カラーの場合には適用しない

	持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。	
	A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの	
	B フレーム 金属を主材料にしたもの	
	C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの	
B F O	平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの	

仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属柁 B 硬性（頸椎装具に準ずる。） C 軟性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの
側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属柁

前屈ブレイスは、金属柁腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
オスグッドブレイス、コールドウェイトブレイスは、金属柁仙腸装具に含まれること。

		<p>2 硬 性 (仙腸 装具に準ず る。)</p> <p>3 軟 性 (帯状 のものを含 む。)</p>		
上肢装具	肩装具	<p>肩関節を外転位に 保持するもので、骨 盤から前腕に及ぶも のを基本とするこ と。</p> <p>A 金属枠 体幹の部分が金 属枠のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによ ってモールドされ たもの。金属支柱 により補強された ものも含まれるこ と。</p> <p>1 不燃性セルロ イド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用 (障 害児に限る。)</p>		
	肘装具	<p>上腕から前腕に及 ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱</p>		

		<p>をもち、金属の半月をもつもの</p> <p><u>B 硬 性</u></p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p><u>1 不燃性セルロイド</u></p> <p><u>2 皮 革</u></p> <p><u>3 プラスチック</u></p> <p><u>C 軟 性</u></p>		
手関節 背屈保 持装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの	<p><u>A バネル型</u></p> <p>前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの</p> <p><u>B トーマス型</u></p> <p>ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p><u>C オッペンハイマー型</u></p> <p>鋼線を主材料として、手関節背</p>		

	<p>屈、MP 伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p>		
長対立装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>		
短対立装具	<p>母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>		
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを</p>		

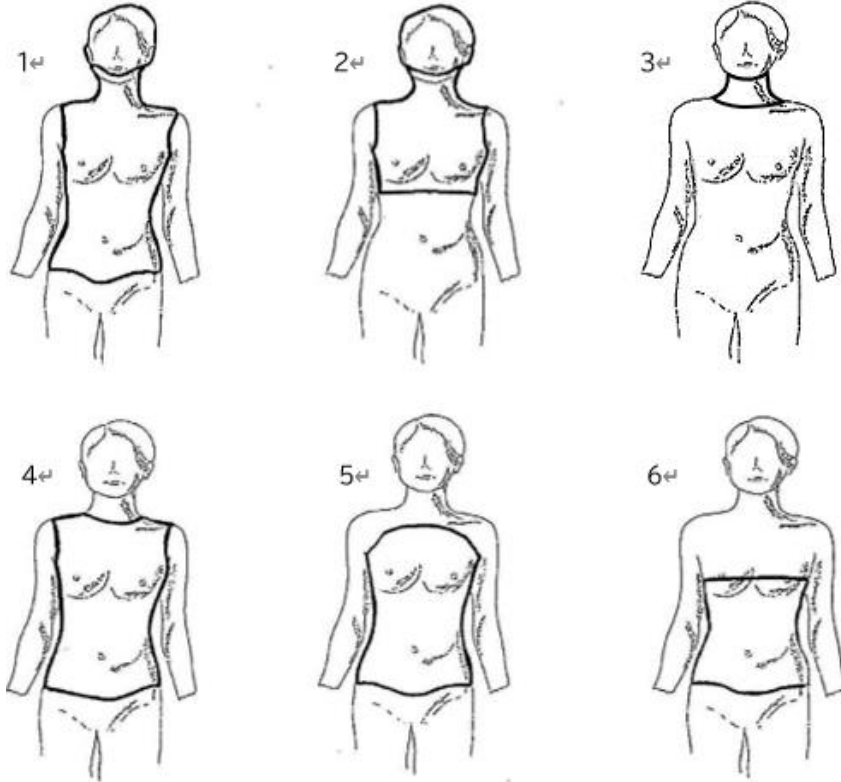
	主材料としたものも含まれること。
	A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの
	B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの
MP屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの A バネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟性
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの

ア 基本工作法	
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈曲、伸展、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	陽性モデルへの装具形状（アライメント）の記入 フレーム：(略) 硬 性：プラスチック板切断、加熱成形加工（ <u>熱可塑性樹脂</u> ）、 <u>注型（熱硬化性樹脂）</u> 、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ

ン ダー)			
BFO (食事 動作補 助器)	前腕を平衡をとつた状態で支え、ポールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。
ア 基本工作法			
工 程	作 業 の 内 容		
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈伸、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握		
(イ) (略)	(略)		
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型		
(エ) (略)	(略)		
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：(略) モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 <u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の仮止め及び各部の結合		
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の調整、試し使用及び仕上げ		
(キ) 仕上げ	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の付属品の取付け及び仕上げ		

(ク) (略) (略)

イ 採型区分
A・B (略)
C 体幹装具

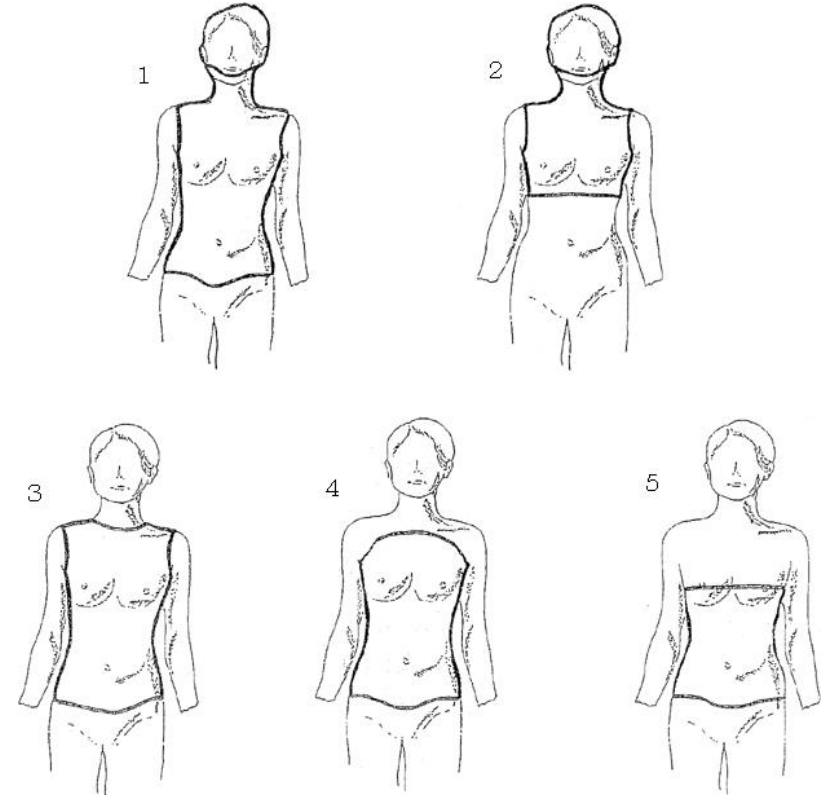


D (略)
ウ 基本価格

名称	採型区分	上限価格		備考
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	27,900	8,550	
	A-2	43,000	16,800	

(ク) (略) (略)

イ 採型区分
A・B (略)
C 体幹装具



D (略)
ウ 基本価格

名称	採型区分	価格		備考
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	26,300	8,050	
	A-2	40,500	15,800	

	A-3	31,700	16,100		A-3	29,800	15,200	
	A-4	20,400	8,150		A-4	19,200	7,700	
	A-5	18,700	7,900		A-5	17,600	7,450	
	A-6	17,000	7,750		A-6	16,000	7,300	
	A-7a	12,300	6,700	採型について	A-7	11,600	6,300	(新設)
				は、ギプス採型				
				に限る。				
	A-7b	8,200		—印象材を用いた	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				採型に限る。				
	A-8	23,700	8,450		A-8	22,300	7,950	
	A-9	25,500	8,550		A-9	24,000	8,050	
	A-10	54,000	15,700		A-10	50,800	14,800	
靴型装具用	B-1	17,000	7,750	長靴、半長靴、	靴型装具用	16,000	7,300	(新設)
				チャッカ靴に限				
				る。				
	B-2	12,300	6,700	短靴に限る。	B-2	11,600	6,300	(新設)
体幹装具用	C-1	32,800	8,950		体幹装具用	30,900	8,450	
	C-2	25,600	8,250		C-2	24,100	7,800	
	C-3	12,800	4,100		(新設)	(新設)	(新設)	
	C-4				C-3			
	(硬性、フ	25,100	7,750		(金属枠、	23,600	7,300	
	レーム)				硬性)			
	(軟性)	7,750	7,750		(軟性)	7,300	7,300	
	C-5				C-4			
	(硬性、フ	21,400	7,600		(金属枠、	20,200	7,150	
	レーム)				硬性)			
	(軟性)	7,650	7,600		(軟性)	7,200	7,150	
	C-6				C-5			
	(硬性、フ	18,900	7,350		(金属枠、	17,800	6,950	
	レーム)				硬性)			
	(軟性、骨	7,350	7,350		(軟性、骨	6,950	6,950	

	盤帯)		
上肢装具用	D-1	34,200	9,050
	D-2	18,600	7,900
	D-3	16,900	7,650
	D-4	15,000	7,400
	D-5	12,000	6,800
	D-6	9,000	4,800

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができること。
- 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

(削る)

(削る)

- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

エ 製作要素価格

	盤帯)		
上肢装具用	D-1	32,200	8,550
	D-2	17,500	7,450
	D-3	15,900	7,200
	D-4	14,100	7,000
	D-5	11,300	6,400
	D-6	8,500	4,550

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。

- 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

- 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具
a 継手

名称	種類	上限価格 円	備考
股継手	固定式 遊動式	6,550 7,800	固定式継手とは、継手の ない支柱を使用する場合 にのみ用いることができ ること。 遊動式継手とは、継手の ある支柱を使用する場合 にのみ用いることができ、 固定・遊動切替式の ものも含まれること。
膝継手 (片側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,400 7,000 14,800	固定式継手とは、継手の ない支柱を使用する場合 にのみ用いることができ ること。 遊動式継手とは、継手の ある支柱を使用する場合 にのみ用いることができ、 固定・遊動切替式の ものも含まれること。 可撓性のプラスチック継 手（完成用部品に指定さ れているものを除く。） の場合は、片側プラス チック継手として算定す ること。ただし、ヒンジ 継手の場合は、片側を1 単位とすること。 プラスチック継手は、オ

(ア) 下肢装具
a 継手

名称	種類	価格 円	備考
股継手	固定式 遊動式	6,200 7,350	(新設)
膝継手 (片側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,050 6,600 14,000	(新設)

			の完成用部品を加えることができないこと。
足 継 手 (片 側)	固定式	5,400	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。 後方支柱付の場合は、片側遊動式として算定すること。 可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。
	遊動式	6,350	
	プラスチック継手	11,000	
(削る)			

足 継 手 (片 側)	固定式	5,100	(新設)
	遊動式	6,000	
	プラスチック継手	10,400	
(注)			

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名称	種類	上限価格 円	備考
大腿支持部	A 半月 (1か所)	4,800	カフベルトは、半月を使用する場合のみ算定できるとし、硬性との併用加算はできないこと。 大腿支持部の坐骨支持式は、22,500円増しとすること。 カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1か所)	8,400	
	2 大腿コルセット	16,700	
	C 硬性		
	1 熱硬化性樹脂	27,300	
2 熱可塑性樹脂	11,200		

b 支持部

名称	種類	価格 円	備考
大腿支持部	A 半月	4,550	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿コルセット	15,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,700	
2 熱可塑性樹脂	10,600		

下腿支持部	A 半月 (1か所)	4,600	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等	7,100	
	1 カフベルト (1か所)	12,900	下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、
	2 下腿コルセット	25,400	
	C 硬性	9,550	15,400円増しとする。
	1 熱硬化性樹脂		
	2 熱可塑性樹脂		カーボンを使用した場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
足部	A あぶみ	2,600	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部	14,400	
	1 足部覆い	22,300	足板の補強を行った場合は、10,200円増しとすること。
	2 標準靴	15,000	
	3 硬性 (熱硬化性樹脂)	8,250	足部には、足底裏革 (すべり止め用) を加えることができること。
	4 硬性 (熱可塑性樹脂)	8,250	
	C 足底装具	7,550	補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
1 MP関節遠位			
2 MP関節近位		カーボンを使用した場合は、足部の	

下腿支持部	A 半月	4,350	(新設)
	B 皮革等	6,700	
	1 カフバンド	12,200	下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、
	2 下腿コルセット	23,900	
	C モールド	9,000	15,400円増しとする。
	1 熱硬化性樹脂		
	2 熱可塑性樹脂		カーボンを使用した場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
足部	A あぶみ	2,450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部	13,600	
	1 皮革等	7,100	足底装具は、Bの足部に準ずること。
	大	14,100	
	2 モールド (熱硬化性樹脂)	7,800	標準靴は、完成用部品を加えることができること。
	3 モールド (熱可塑性樹脂)	830	
	C 標準靴		

総額を41,800円と
 すること。
 除圧のためにMP
 関節部を含むもの
 はMP関節遠位で
 算定すること。

(注)

- 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たり1,550円を加算することができること。
- 2 支持部（「足部Aあぶみ」を除く。）について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
膝サポーター	支柱付き	17,100	膝サポーターは オーダーメイドに 限ること。
	支柱なし	7,850	
キャリパー	硬性	19,700	キャリパー及びツ イスターを使用す
ツイスター		3,450	

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
 - (1) 大腿支持部 54,000円
 - (2) 下腿支持部 54,100円
 - (3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟性（支柱付き）	16,100	(新設)
	軟性（支柱なし）	7,400	
キャリパー	軟性	18,600	(新設)
ツイスター		5,350	

	軟性	5,650	る場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。	鋼製ケーブル	3,250	
			鋼製ケーブル及びエラストマーを使用する場合は硬性とすること。			(新設)
Denis-Browne (デニスブラウン) 型		2,700		デニスブラウン	2,550	
膝当て		4,650		膝当て	4,400	
T・Yストラップ		5,350	硬性の装具に使用する場合は1,550円減じた額とすること。	T・Yストラップ	5,050	(新設)
スタビライザー		18,300		スタビライザー	17,200	
ターンバックル		6,050		ターンバックル	5,700	
ダイヤルロック		8,750	(削る)	ダイヤルロック	8,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
アウトリガー (1か所)		2,750		(新設)	(新設)	
伸展・屈曲補助装置		4,700	(略)	伸展・屈曲補助装置	4,450	(略)
補高足部		51,800	完成用部品を加算することができること。	補高足部	48,700	(新設)
足底裏革 (すべり止め用)		1,950		足底裏革 (すべり止め用)	1,850	
高さ調整 (1か所)		3,800		高さ調整	3,600	

内張り	大腿部	2,150	内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。
	下腿部	1,750	
	足部	1,300	
	足底装具	1,300	
足底装具屋内用ベルト		2,300	足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。

(注)

(削る)

(削る)

- 1 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 パチェラー型		10,600	
		15,100	
		31,700	

内張り	大腿部	2,050	(新設)
	下腿部	1,650	
	足部	1,250	
	(新設)	(新設)	
(新設)			(新設) (新設)

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 パチェラー型		10,000	
		14,200	
		29,800	

ローレンツ型	硬性	
	1 支柱なし	17,100
	2 支柱付き（固定式）	26,000
	3 支柱付き（調節式）	27,900
ランゲ型		38,600

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

- (イ) 靴型装具
a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
短 靴	整形靴	44,100	
	特殊靴	54,600	
チャッカ靴	整形靴	45,600	
	特殊靴	56,900	
半 長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	59,000	
長 靴	整形靴	50,000	
	特殊靴	65,200	

(注)

- 1 (略)
(削る)
(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

ローレンツ型	A モールド	16,100
	B モールドフレーム	
	1 固定式	24,500
	2 調節式	26,300
ランゲ型		36,300

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

- (イ) 靴型装具
a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整形靴	41,500	
	特殊靴	51,400	
チャッカ靴	整形靴	42,900	
	特殊靴	53,500	
半 長 靴	整形靴	44,200	
	特殊靴	55,500	
長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	61,300	

(注)

- 1 (略)
2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

(b) 健足

名 称	上限価格 円	備 考
短 靴	27,300	
チャッカ靴	28,300	
半 長 靴	29,300	
長 靴	31,300	
(注) 1～3 (略)		

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き) の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超え

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

(b) 健足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	
(注) 1～3 (略)		

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	(新設)
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド (裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超え

			る場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,700円</u> を加算すること。
	靴の補高	<u>3,700</u>	補高が2 cmを超える場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,100円</u> を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算できないこと。
ヒールの補正	トルクヒール	<u>6,300</u>	
	ヒールウェッジ	<u>3,700</u>	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	<u>4,800</u>	
	デンバーバー トーマスバー メイヨー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー	<u>3,700</u>	

			る場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,600円</u> を加算すること。
	靴の補高	<u>3,500</u>	補高が2 cmを超える場合は、超える部分につき2 cm単位で <u>1,050円</u> を加算すること。 (新設)
ヒールの補正	トルクヒール	<u>5,950</u>	
	ウェッジヒール	<u>3,500</u>	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
逆トーマスヒール			
フレアヒール			
階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	<u>4,550</u>	
	デンバーバー トーマスバー メイトー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー	<u>3,500</u>	

蝶型踏み返し			
(ウ) 体幹装具			
a 支持部			
名称	種類	上限価格 円	備考
頸椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>19,600円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	42,300	
	2 支柱なし	32,600	
	B フレーム	31,600	
	C カラー		
	1 あご受けあり	15,200	
2 あご受けなし	12,200		
胸腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>15,900円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	42,700	
	2 支柱なし	31,100	
	B フレーム	44,300	
C 軟性	26,000		
腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>12,000円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	28,600	
	2 支柱なし	21,100	
	B フレーム	35,800	
C 軟性	20,300		
仙腸支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>10,300円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	23,000	
	2 支柱なし	16,900	
	B フレーム	31,200	
C 軟性	18,100		

蝶型踏み返し			
(ウ) 体幹装具			
a 支持部			
名称	種類	価格 円	備考
頸椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		<u>モールドのサンドイッチ構造は、18,500円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	39,800	
	2 支柱なし	30,700	
	B フレーム	29,700	
	C カラー		
	1 あご受けあり	14,300	
2 あご受けなし	11,500		
胸椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		<u>モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	40,200	
	2 支柱なし	29,300	
	B フレーム	41,700	
C 軟性	24,500		
腰椎支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		<u>モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	26,900	
	2 支柱なし	19,900	
	B フレーム	33,700	
C 軟性	19,100		
仙腸支持部	A <u>モールド(熱可塑性樹脂)</u>		<u>モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増</u> しとすること。
	1 支柱付き	21,700	
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
C 軟性	17,100		

	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	17,600	
	2 芯のないもの	11,500	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	45,900	（略）
	B 硬性	32,900	硬性のサンドイッチ構造は、22,700円増しとすること。
	ペルビックガード		
	ル		
（注）			
1 支持部にはベルトの価格が含まれていること。			
2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。			

b その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整（1か所）	3,800	高さ調整
	ターンバックル	6,000	は、頸椎装
	腰部継手（片側）	6,500	具について
	バタフライ	10,300	のみ加算す
	肩ベルト	3,250	ることがで
	会陰ひも	2,350	きること。
	腹部エプロン	3,250	カラーの場
	斜頸枕	25,000	合には適用
			しないこ と。
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属品一式	66,400	ミルウォー キー型付属
	胸椎パッド	5,900	品一式は胸
	腰椎パッド	5,350	椎パッド、
	ショルダーリング	16,300	腰 椎 パ ッ

	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	43,200	（略）
	B <u>モールド（熱可塑性樹脂）</u>	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。
	ペルビックガード		
	ル		
（新設）			

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	（新設）
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド	3,100	
	（新設）	（新設）	
側弯症装具付属品	（新設）	（新設）	（新設）
	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	

	腋窩 ^{えきか} パッド	4,300	ド、腋窩
	ネックリング	2,350	パッド、
	胸郭バンド（プラスチック製）	19,000	ネックリン
	アウトリガー	3,150	グ、アウト
	前方支柱	13,000	リガー（2
	後方支柱	14,600	個）、前方
	側方支柱	5,850	支柱及び後
			方支柱（2
			個）を含む
			ものである
			こと。な
			お、ショル
			ダーリング
			を用いた場
			合には、
			12,000円を
			加算できる
			こと。
			アウトリ
			ガー、支柱
			については
			完成用部品
			を加算でき
			ること。
内張り	頸椎支持部	3,500	
	胸腰仙椎支持部	4,350	
	腰仙椎支持部	3,900	
	仙腸支持部	2,300	
(注)			
1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。			

	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
	胸郭バンド（プラスチック製）	17,900	
内張り	頸椎支持部	3,300	
	胸椎支持部	4,100	
	腰椎支持部	3,700	
	仙腸支持部	2,200	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			

2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,450	固 定 式 継 手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にの み用いること ができること。 遊 動 式 継 手 は、継手のあ る支柱を使用 する場合にの み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。
	B 遊動式 (片側)	10,100	
C 肩回旋装置	22,800		
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,600	固 定 式 継 手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にの み用いること ができること。 遊 動 式 継 手 は、継手のあ
	B 遊動式	4,600	
	C プラスチック継手	12,000	

2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式 (片側)	9,550	
C 肩回旋装置	21,500		
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,350	(新設)
	B 遊動式	4,350	
	C プラスチック継手	11,300	

			<p>る支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>				
手継手 (片側)	<p>A 固定式</p> <p>B 遊動式</p> <p>C プラスチック継手 (削る)</p>	<p>3,800</p> <p>7,600</p> <p>10,600</p> <p>(削る)</p>	<p>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。</p> <p>遊動式継手は、継手のある支柱を使用</p>	手継手 (片側)	<p>A 固定式</p> <p>B 遊動式</p> <p>C プラスチック継手</p> <p>D 鋼線支柱</p>	<p>3,600</p> <p>7,150</p> <p>10,000</p> <p>6,750</p>	(新設)

			<p>する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>				
MP継手	A 固定式 B 遊動式	<p><u>4,650</u></p> <p><u>5,150</u></p>	<p>固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</p> <p>遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>	MP継手	A 固定式 B 遊動式	<p><u>4,400</u></p> <p><u>4,850</u></p>	(新設)

			み用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱は遊動式とすること。
I P継手	A 固定式		固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	1 硬性	2,250	
	2 フレーム	2,850	
	B 遊動式	3,850	
	C 鋼線支柱	2,000	
(削る)			

I P継手	A 固定式		(新設)	
	1 金属 (アルミニウム)	2,700		
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,150		
	B 遊動式	3,650		
	C 鋼線支柱	1,900		
(注)				
1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。				
2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。				
3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることがで				

b 支持部			
名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半 身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1 か所)	6,050	カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 上腕コルセット	9,900	
	C 硬性	9,350	硬性のサンド イッチ構造は、 7,400円増しと すること。
前腕支持部	A 半月	4,450	
	B 皮革等 (1か所)		
	1 カフベルト (1 か所)	6,150	カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 前腕コルセット	7,950	
	C 硬性	8,900	硬性のサンド イッチ構造は、 7,700円増しと すること。
手部背側	A 硬性	2,650	

きないこと。 b 支持部			
名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半 身)	A <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等		
	1 <u>カフバンド</u>	5,700	(新設)
	2 上腕コルセット	9,350	
	C <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	8,800	モールドのサン ドイッチ構造 は、7,000円増 しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,200	
	B 皮革等		
	1 <u>カフバンド</u>	5,800	(新設)
	2 前腕コルセット	7,500	
	C <u>モールド (熱可塑 性樹脂)</u>	8,400	モールドのサン ドイッチ構造 は、7,250円増 しとすること。
手部背側	A <u>モールド</u>	2,500	

パッド	B フレーム	2,550
手掌パッド	A 硬性	4,100
	B フレーム	4,800
(注)		
1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。		
2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。		

c その他の加算要素

名称	種類	上限価格 円	備考
肘サポーター	支柱付き	16,850	オーダーメイドに限ること。
	支柱なし	10,300	
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)
	フレーム	4,250	
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)
	フレーム	1,950	
対立バー		5,650	
Cバー		4,350	
アウトリガー (1か所)		2,750	
伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、1本当たりとすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、300円とすること。
肘当て		3,700	
ターンバックル		6,050	
ダイヤルロック		8,750	
フレクサーヒンジ		50,400	

パッド	B フレーム	2,400
手掌パッド	A モールド	3,900
	B フレーム	4,550
(注)		
半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。 (新設)		

c その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	

内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限ること。
	前腕部	1,150	
	手部	1,000	

(注)
(削る)

1 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
2 完成用部品を加算することができないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	(削る)	(削る)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能とな
		硬性	3	
		フレーム	3	
	長下肢装具	軟性	2	
		膝装具	3	
		(削る)	(削る)	
	膝装具	硬性	3	
		支柱付き	3	
		(削る)	(削る)	
短下肢装具	軟性	2		
	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)		

内張り	上腕部	1,250	(新設)
	前腕部	1,100	
	手部	970	

(注)

1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
3 内張りは、モールドの場合に限ること。

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。(新設)
		硬性	3	
		(新設)	(新設)	
	長下肢装具	軟性	2	
		膝装具	3	
		(削る)	(削る)	
	膝装具	両側支柱	3	
		硬性	3	
		(新設)	(新設)	
	短下肢装具	スウェーデン式	2	
軟性		2		
両側支柱		3		
片側支柱		3		
		S型支柱	3	

	(削る)	(削る)	るまでの予		鋼線支柱	3	
	(削る)	(削る)	想年数を示		板ばね	3	
	硬性 (支柱あり)	3	しているも		硬性 (支柱あり)	3	
	硬性 (支柱なし)	1. 5	のであるた		硬性 (支柱なし)	1. 5	
	支柱付き	3	め、耐用年		(新設)	(新設)	
	軟性	2	数を一律に		軟性	2	
	(削る)	(削る)	適用しない	ツイスター	軟性	2	
	(削る)	(削る)	こと。		鋼索	3	
	足 装 具	1. 5		足底装具	1. 5		
靴型装具		1. 5		靴型装具	1. 5		
体幹装具	頸椎装具	(削る)	(削る)	体幹装具	頸椎装具	金属枠	3
		硬性	2			硬性	2
		フレーム	3			(新設)	(新設)
		カラー	2			カラー	2
	胸腰仙椎装具	(削る)	(削る)		胸椎装具	金属枠	3
		硬性	2			硬性	2
		フレーム	3			(新設)	(新設)
		軟性	1. 5			軟性	1. 5
	腰仙椎装具	(削る)	(削る)		腰椎装具	金属枠	3
		硬性	2			硬性	2
		フレーム	3			(新設)	(新設)
		軟性	1. 5			軟性	1. 5
	仙腸装具	(削る)	(削る)		仙腸装具	金属枠	3
		硬性	2			硬性	2
		フレーム	3			(新設)	(新設)
		軟性	1. 5			軟性	1. 5
	側弯症装具	骨盤帯	2		側弯症装具	骨盤帯	2
		ミルウォーカー型	2			ミルウォーカー型	2
		(削る)	(削る)			金属枠	2
		硬性	1			硬性	1
		フレーム	2			(新設)	(新設)

		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	(削る)	(削る)
		硬性	3
		支柱付き	3
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
		(削る)	(削る)
	把持装具		3
	手装具		3
	(削る)	(削る)	
指装具		3	
B F O		3	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	1.5 (削る)	耐用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品の 取替えにより修理又は調整 を行うこと。
(削る)	(削る)	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年 齢による児童の 特殊性を考慮し て定めたもので あるが、使用年
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	
	(略)	

		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱	3
		硬性	3
		(新設)	(新設)
		軟性	2
	手関節背屈		3
	保持装具		
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲補		3
	助装具		
	MP伸展補		3
	助装具		
	指装具		3
B F O		3	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品の 取替えにより修理又は調整 を行うこと。
手部	1.5	
足部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年 齢による児童の 特殊性を考慮し て定めたもので あるが、使用年
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	
	(略)	

	1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--	---------	---

(削る)

(4) 装具 (レディメイド)

装具 (レディメイド) とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業 (使用方法の説明及び加工を含む。) についての技術料とする。

<u>身体部位</u>	<u>上限価格</u> 円	<u>備 考</u>
<u>共 通</u>	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

	1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--	---------	---

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

(5) 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

定 義	備 考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの	

(4) 座位保持装置

(新設)

種目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 年	備 考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び ^{びん} 痙縮、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢 (片側)	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部 (片側)	2,050		
(注) (略)			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	上限価格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え (片側)	3,750	
	前腕・手部支え (片側)	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	

過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び ^{びん} 痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢 (片側)	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部 (片側)	1,950		
(注) (略)			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え (片側)	3,500	
	前腕・手部支え (片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	

骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名称	種類	上限価格 円	備考
固定	頸部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	
	電動式	77,300	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	上限価格 円	備考
木材・金属	57,200	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名称	種類	価格 円	備考
固定	頸部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備考
木材・金属	53,400	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

- 2 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	21,000	表面クッション張りは <u>4,500円</u> 加算できること。
	テーブル取付部品 (片側)	5,000	
上肢保持部品	アームサポート (片側)	4,500	
	肘パッド (片側)	2,850	
	縦型グリップ (片側)	3,500	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	頭頸部パッド	5,050	
	肩パッド (片側)	4,550	
	胸パッド	5,050	
	胸受けロール	6,950	
	体幹パッド (片側)	3,900	

- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	14,000	表面クッション張りは <u>4,200円</u> 加算できること。
	(新設)	(新設)	
上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200	
	肘パッド (片側)	2,700	
	縦型グリップ (片側)	3,300	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	(新設)	(新設)	
	肩パッド (片側)	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド (片側)	3,650	

	腰部パッド	4,600		
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,800		
	殿部パッド	4,700		
下肢保持部品	内転防止パッド	5,050		
	外転防止パッド (片側)	2,850		
	膝パッド (片側)	4,300		
	下腿保持パッド (片側)			
	足部保持パッド (片側)	3,250		
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500		
	腕ベルト (片側)	2,100		
	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト	4,350		
	骨盤ベルト			
	股ベルト	4,700		
	大腿ベルト (片側)	2,350		
	膝ベルト (片側)			
	下腿ベルト (片側)			
	足首ベルト (片側)			
支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500	
	上肢 (片側)	1,650	円加算できる	
	体幹部	平面形状型	3,450	こと。
		モールド型	10,300	防水加工を追
		張り調整型	4,150	加する場合は
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,450	1台につき、
		モールド型	10,300	8,100円加算で
		張り調整型	4,150	きること。
	下腿部 (片側)	1,650		
	足部 (片側)	1,650		

	腰部パッド	4,300		
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650		
	臀部パッド	4,400		
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750		
	外転防止パッド (片側)	2,700		
	膝パッド (片側)	4,050		
	下腿保持パッド (片側)			
	足部保持パッド (片側)	3,050		
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350		
	腕ベルト (片側)	2,000		
	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト	4,100		
	骨盤ベルト			
	股ベルト	4,400		
	大腿ベルト (片側)	2,200		
	膝ベルト (片側)			
下腿ベルト (片側)				
足首ベルト (片側)				
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300	
	上肢 (片側)	1,550	円加算できる	
	体幹部	平面形状型	3,250	こと。
		モールド型	9,700	(新設)
		シート張り調節型	3,900	
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,250	
		モールド型	9,700	
		シート張り調節型	3,900	
	下腿部 (片側)	1,550		
	足部 (片側)	1,550		

内張り	アームサポート (片側)	1,850	
	テーブル	4,500	
体圧分散補助 素材	頭部	4,050	
	上肢 (片側)	2,000	
	体幹部	9,350	
	骨盤・大腿部	9,350	
	下腿部 (片側)	2,000	
	足部 (片側)		
キャスト		1,650	多機能キャストは990円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,250	
	ストッパー	4,750	
	高さ調整用台座	20,500	
(注)			
1 (略)			
2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。			

(オ) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,150	
	アームサポート (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,500	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,100	

内張り	アームレスト (片側)	1,750	
	テーブル	4,200	
体圧分散補助 素材	頭部	3,800	
	上肢 (片側)	1,900	
	体幹部	8,750	
	骨盤・大腿部	8,750	
	下腿部 (片側)	1,900	
	足部 (片側)		
キャスト		1,550	多機能キャストは930円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,050	
	ストッパー	4,450	
	高さ調整用台座	19,200	
(注)			
1 (略)			
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。			

(オ) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,050	
	アームレスト (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,000	

角度調節	頭部支持部	4,050	
	テーブル	8,600	
脱着機構	体幹パッド (片側) 骨盤パッド (片側) 膝パッド (片側) アームサポート (片側)	2,700	
	内転防止パッド	7,600	
開閉機構	アームサポート (片側) 足部支持部 (片側)	2,700	

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境

角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド (片側) 骨盤パッド (片側) 膝パッド (片側) アームレスト (片側)	2,550	
	内転防止パッド	7,100	
開閉機構	アームレスト (片側) 足部支持部 (片側)	2,550	

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(注)

構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

(削る)

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く。）をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

(イ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身体部位	上限価格 円	備考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名称	上限価格 円	備考
自走用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

(注)

オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名称	上限価格 円	備考
リクライニング機構	30,500	

ティルト機構	61,000	
ティルト・リクライニング機構	88,200	
リフト機構	152,400	
(注) リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。		

(4) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	後方大車輪 (標準)	0	6輪構造とは、 駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャストを取り付けたものは後方大車輪とすること。 幅止めの構造を有する場合は1本当たり6,000円増しとすること。
	前方大車輪	8,800	
	6輪構造	37,700	
シート	スリング式 (標準)	0	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構を有する場合は、付属品の座板を
	張り調整式	8,650	
	板張り式	6,800	

			加えることができないこと。
バックサポ ート	スリング式（標準） 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッ グサポート （片側）	固定式（標準） 挙上式 着脱式 開閉着脱式 挙上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
フットサポ ート	セパレート式（標準） セパレート式（二重折込式） 中折式	0 4,300 5,000	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。

アームサポ ート (片側)	フレーム 一体型	固定式 (標準) 跳ね上げ式 着脱式	0 6,750 6,550	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円 、アームサポー ト幅広、アーム サポート延長の 各構造を有する 場合はそれぞれ 3,900円増しとし 、片側を1単位 とすること。
	独立型	固定式 跳ね上げ式 着脱式	5,000 6,750 6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ (標 準)		0	介助用ブレーキ を加える場合は 17,400円、フッ トブレーキを加 える場合は 17,300円増しと すること。
駆動輪・主輪	固定式 (標準) 着脱式		0 10,800	車軸位置調整の 構造を有する場 合は17,500円、 キャンバー角度 を変更する場 合は11,000円増し とすること。 片手駆動の構 を有する場合は 37,200円、レバ ー駆動の構造を

			有する場合は 60,000円増しと すること。
タイヤ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	9,100	
キャスト	ソリッド (標準)	0	
	衝撃吸収タイプ	15,000	
ハンドリム (片側)	プラスチック (標準)	0	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること
	ステンレス	6,000	
	アルミ	5,000	

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名称	種類	上限価格 円	備考
クッション (カバー付き)	平面形状型	14,500	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。 ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用
	モールド型	56,500	

			<p>する場合は 3,000 円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円、防水加工を追加する場合は 8,100 円増しとすること。</p>
座板		5,000	<p>クッション一体型の場合は 3,000 円増しとし、クッション（カバー付き）と併用加算できないこと。</p>
背クッション		14,500	<p>滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円増しとすること。</p>
ヘッドサポート	着脱式（枕含む）	17,300	<p>着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には 4,900 円増しとすること（バックサポート一体型には加えることができないこと）。</p>
	マルチタイプ（枕含む）	29,500	
	枕（オーダーメイド）	11,200	
	枕（レディメイド）	6,300	
フットサポート	ヒールループ	3,600	<p>価格は、1 個当たりのものであること。</p>
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
テーブル	テーブル	11,800	
	テーブル取付部	5,000	

	品 (片側)		
転倒防止装置	パイプ	4,050	価格は、1個当たりのものであること。 キャスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	キャスタ付き	6,400	
搭載台		32,600	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
車載固定部品		3,250	価格は、1個当たりのものであること。
杖たて	一本杖	3,250	
	多脚つえ	6,000	
酸素ボンベ固定装置		14,100	
栄養パック取付用ガードル架		11,000	
点滴ポール		11,300	
日よけ		15,000	
雨よけ		15,000	

泥よけ		6,550	
スポーク カバー		4,450	
リフレク タ		720	
高さ調整 式手押し ハンドル		4,250	
ブレーキ	延長レバー	1,750	
ハンドリ ム	滑り止め ノブ付き	6,000 4,850	価格は、1個当たりの ものであること。 ノブ付きのうち、垂直 ノブの場合は3,000円 増しとし、片側を1単 位とすること。

(注)

- 1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。
- 2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。

オ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏

まえ、柔軟に対応すること。

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

(新設)

名 称	定 義	備 考
標準形	JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。 <u>(低速用)</u> 最高速度4.5 km/h以下の電動車椅子 <u>(中速用)</u> 最高速度6.0 km/h以下の電動車椅子	
簡易形	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。 <u>(切替式)</u> 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの <u>(アシスト式)</u> 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの	

ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	区 分	上限価格 円	備 考
標準形	低速用	486,300	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。
	中速用	502,300	

			オーダーメイド式は上限価格の 125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75%の範囲内の額とすること。
簡易形	切替式	393,900	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができること。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができること。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	
電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス (標準)	0	
操作レバー	感度調整ジョイスティック (標準)	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。

スイッチ	標準スイッチ (標準)	0	スイッチ延長の場合は1本当たり1,050円増しとすること。
バッテリー	標準形	0	
	シールドバッテリー (標準) リチウムイオンバッテリー	62,300	
	簡易形	0	ニッケル水素バッテリーの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造	後方大車輪 (標準)	0	
シート	板張り式 (標準) スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポ ート	スリング式 (標準) 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長 (頭頸部まで) の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は

			13,100円、背座 角度調整の構造 を有する場合は 17,600円、背折 れの構造を有す る場合は8,500円 増しとすること 。	
フット・レッ グサポート（ 片側）	固定式（標準）	0	レグベルトで 全面張りの場合 は4,000円増しと すること。	
	挙上式	8,550		
	着脱式	6,250		
	開閉着脱式	7,350		
	挙上・開閉着脱式	11,100		
フットサポー ト	セパレート式（標 準）	0	前後調整、角度 調整及び左右調 整の各構造を有 する場合は各 1,600円増しとし 、片側を1単位 とすること。 強度を高めるた めに、金属製の フットサポート を使用する場合 は15,000円増し とすること。	
	セパレート式（二 重折込式）	4,300		
アームサポー ト（片側）	フレ ーム 一 体 型	固定式（標準）	0	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	

独立型	固定式	5,000	アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
	跳ね上げ式	6,750	
	着脱式	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ (標準)	0	
タイヤ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	
キャスト	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名称	種類	上限価格 円	備考
パワーステアリング		54,300	
クラッチマーセッ		19,100	
手動スイングアーム		10,600	

電動チン	(内訳)	259,400	
コント	パワースイン	72,700	
ローラー	グチンアーム		
式	チン操作ボッ	16,200	
	クス		
	セレクトタ	93,800	
	液晶モニタ	55,400	
	頭 部 ス イ ッ	21,300	
	チ・取付金具		
手動チン	(内訳)	37,200	
コント	手動スイング	21,000	
ローラー	チンアーム		
式	チン操作ボッ	16,200	
	クス		
多様入力	非常停止スイッ	51,100	
コント	チボックス		
ローラ	4方向スイッチ	31,900	
	ボード		
	8方向スイッチ	53,300	
	ボード		
	小型ジョイス	42,600	
	ティックボック		
	ス		
	フォースセンサ	93,800	
	足用ボックス	42,600	
簡易1入		95,900	
力			
ジョイス	レバーノブ各種	7,500	
ティック	形状(小ノブ、		
ノブ	球ノブ、こけし		
	ノブ)		

	レバーノブ各種 形状（Uノブ、 十字ノブ、ペン ノブ、太長ノ ブ、T字ノブ、 極小ノブ）	10,500	
フットサ ポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりの ものであること。
	アングルスト ラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
(注) 上記のほか、1の(6)のエの(ウ)の付属品を加えることができること。			

オ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(8) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安		障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。				

(5) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安		(新設)				

全つえ	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの	夜光装置	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は460円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,400円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は860円増しとすること。
		主体—繊維複合材料(削る)	ベルゴムグリップ			
		(削る)				
	主体—木材(削る)	上と同じ。	2,700	2	ベル付とした場合は450円増しとすること。	
	主体—軽金属(削る)	上と同じ。	2,800	5	3 主体木材	
	携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞆等に収納して持ち運びができるもの	上と同じ。	5,200	2	でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,650円増しとすること。

全つえ	普通用	(新設)	夜光装置	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—繊維複合材料	ベルゴムグリップ			
		石突—耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金				
	外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工					
		形状—直式				
	主体—木材	上と同じ。	1,650	2	ベル付とした場合は1,650円増しとすること。	
	その他は上と同じ。					
	主体—軽金属	上と同じ。	2,200	5	3 主体木材	
	その他は上と同じ。					
	携帯用	(新設)	上と同じ。	4,400	2	でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。

	主体—繊維複合材料 (削る)				と。 4 ゴムグリップ付とした場合は750円増しとすること。
	(削る)				
	主体—木材 (削る)	上と同じ。	3,400		
	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	3,300	4	
身体支持併用	1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの	上と同じ。	4,600	4	
義眼	欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人工の眼をいう。				

	主体—繊維複合材料 石突及び外装				と。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。
	—普通用と同じ。				
	形状—折たたみ式若しくはスライド式。				
	主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		
	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	
身体支持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	3,800	4	
義眼	(新設)				

	レディ メイド	虹彩や強膜の 色、サイズ等 が統一された 既製のもの		17,900	2	
	オー ダーメ イド	採型等によ り、健常眼に 合わせて、形 状、色等を細 密に合わせて 製作されるも の		86,900		
眼鏡	矯正用	屈折 異常 を矯 正す る目 的 で、 眼球 に接 触せ ずに、 レン ズ等 を眼 の前 方に 掛け る構	6 D未 満	16,900	4	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、 <u>4,350</u> 円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>31,200円</u> とす ること。
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		
			20D以 上	24,000		

	レディ メイド	主材料—プラ スチック又は ガラス 既製品		17,000	2	
	オー ダーメ イド	主材料—上と 同じ。 特殊加工を施 したものの。		82,500		
眼鏡	矯正用	レン ズ— プラ ス チック 又は ガラ ス	6 D未 満	17,600	4	価格はレンズ 2枚1組のもの とし、枠を 含むものでは あること。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、 <u>4,200</u> 円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>30,000円</u> とす ること。
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		
			20D以 上	24,000		

	造を有するものの										
遮光用	羞明を軽減する目的で、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているもの	前掛式		22,400	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。	遮光用	主材料は上と同じ。	前掛式		21,500	(新設)
		掛けめがね式		31,200				掛けめがね式		30,000	

コンタクトレンズ	屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの		13,000	2	上限価格はレンズ1枚のものであること。 多段階レンズについては、 <u>7,150円</u> 、虹彩付レンズについては、 <u>5,150円</u> 増しとすること。
弱視用	対象物の眼への入射角を拡大（又は縮小）して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式		A 38,200 B 18,600	4	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、 <u>焦点調整式</u> の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。

コンタクトレンズ	主材料—プラスチック		15,400	(新設)	価格はレンズ1枚のものであること。 (新設)
弱視用	(新設)			(新設)	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、 <u>21,800円</u> 増しとする。
	掛けめがね式		36,700		
	焦点調整式		17,900		

補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① <u>JIS C 5512-2000</u> による。	電池イヤモールド	44,000	5	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② <u>JIS C 5512-2015</u> による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。		46,400		身体障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、 <u>250</u> 円増しとすること。 平面レンズを必要とする場
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① <u>JIS C 5512-2000</u> による。	電池イヤモールド	41,600	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② <u>JIS C 5512-2015</u> による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。		43,900		平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズ

	90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。			合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。				を必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	
重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C	電池 イヤ モールド	59,000	の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C	電池 イヤ モールド	55,800	重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
重度難聴用耳かけ型	5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C		71,200	5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C	重度難聴用耳かけ型	C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C		67,300	5512-2015による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C
				デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関					2,000円を加算すること。

	力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。			し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
耳あな型（レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤ モールド	92,000	
耳あな型（オーダーメイド）	る。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	144,900	
骨導式ポケット型	IEC 60118-9（1985）による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	74,100	
骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レンズ	126,900	

	最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。			
耳あな型（レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤ モールド	87,000	
耳あな型（オーダーメイド）	る。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	137,000	
骨導式ポケット型	IEC 60118-9（1985）による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100	
骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レンズ	120,000	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	身体障害の状況により、クッション、その他付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		褥瘡 ^{じよくそう} のある者、褥瘡 ^{じよくそう} の発生危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		テイルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変える	上と同じ。	148,000		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	ことができるもの。その他は普通型と同じ。			を加算すること。 体幹筋力の低下等により、
リクライニング・グ・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変じ。えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同	173,000	座位保持装置の完成用部品（支持4部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
手動リフト式普通型	座席の高さを変じ。えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同	232,000	身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同	100,000	
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変じ。えることができるもの。その他は前方大車輪型と同	上と同	120,000	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る)

	じ。		
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができる、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だ	上と同じ。	A 82,700 B 81,000

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	普通型 (4.5 km/h)	JIS T 9203—2006、JIS T 9203—2010又はJIS T 9203—2016による。	外部充電器バッテリー 身体障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 外部充電器を
	(削る)			(削る)		普通型 (6 km/h)			329,000			
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる	A 157,500 B 212,500		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	<p>走行・手動額 力走行を切 り替え可能 なもの。 B アシスト 式 駆動人 力を電動力 で補助する ことが可能 なもの。 その他は車 子の普通型 に準ずる。</p>	<p>額の範 囲内で 必要な 額を加 算する こと。 外部充 電器 バッテ リー 電動装 置以外 は、車 椅子の 普通型 に準ず る。</p>	
リクラ イニン グ式普 通型	<p>バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。</p>	<p>普通型 と同じ。</p>	343,500
電動リ クライ ニング 式普通 型	<p>電気でバック サポートの角 度を変えるこ とができるも の。その他は 普通型と同 じ。</p>	<p>上と同 じ。</p>	444,400

必要とせず当
該機能を内蔵
する場合は
30,000円を、
外部充電器を
必要とする場
合は修理基準
の表に掲げる
交換の額の範
囲内で必要な
額を加算する
こと。
バッテリーの
価格は、修理
基準の表に掲
げるバッテ
リー交換（マ
イコン内蔵型
に係るものを
含む。）の額
の範囲内で必
要な額を加算
すること。ま
た、ACサー
ボモーター式
を必要とする
場合は20,000
円増しとする
こと。
身体の障害の
状況により、

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725,100	その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換額の範囲内で必要な額を加算すること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動テイルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	582,600	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動リクライニング・テイルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	1,016,100	

座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		26,100	3	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は6,000円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,350円増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。
	起立保持具	下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの		31,700	3	児童に限る。
		JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。				
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、		70,000	5	

座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しとすること。
	起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外装—ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
		(新設)				
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、		63,100	5	

		前輪を自在車輪とすること。		
歩行器	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		43,900
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900

		腰掛付とは、休息用のシートが付いたものをいう。		
		サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。		

		前輪を自在車輪とすること。		
歩行器	四輪型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000

		(新設)		
		サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは21,000円増しとすること。		

	固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて移動さ せるもの		24,400		
	交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に移動させる もの		33,300		
頭部 保持 具		座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの		7,550	3	児童に限る。
排便 補助 具		排便を補助す るものであっ て、パッド等 を装着するこ とにより、又 は背もたれ及 び腰掛を有す る椅子状のも のであること により、座位 を保持しつ つ、排便をす ることを可能 にする機能を 有するもの で、持ち運び が可能なもの		10,000	2	児童に限る。

	固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて移動さ せるもの。		22,000		
	交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に移動させる もの。		30,000		
頭部 保持 具		座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの。		7,100	3	障害児に限 る。
排便 補助 具		普通便所で排 便が困難な場 合に用い、座 位排便が容易 となるよう機 能障害の状況 に適合させる こと。 主材料—木材 外装—ペンキ 塗装		10,000	2	障害児に限 る。

歩行補助つえ	松葉づえ	に限ること。											
		1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間	夜光材	A	3,800	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合1,350円）増しとすること。	（新設）	夜光材	A	3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。
		に一つの握り部を有するもの		B	3,800		価格が1本当たりのものであること。	主体—木材		B	3,300		価格が1本当たりのものであること。
		の					外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。	（十分な強度を有するもの）					外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
歩行補助つえ	松葉づえ	(削る)					外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。	脇当—スポンジ又はウレタン製の					
							枕						
							皮革、						
							人工皮革又は布製の						
歩行補助つえ	松葉づえ	(削る)					カバー	外装—ニス塗					
							装						
		A 普通型					A 普通型						
		B 伸縮型					B 伸縮型						
歩行補助つえ	松葉づえ	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間		A	4,600	4				A	4,000		
		に一つの握り部を有するもの		B	5,150					B	4,500		
		の											
		(削る)											

ロフト トラン ド・ク ラッチ	1本の脚部と 一つの握り 部、前腕カフ を有するもの	夜光材	10,000	4	
多脚つ え	3本以上の脚 と握りとを有 するもの JIS T 9267 —2020によ る。	夜光材	7,600	4	
プラッ トホー ム杖	1本の脚部と 一つの特異な 形の握り部、 水平の前腕支 持部を有する もの	夜光材	27,600	4	

	ミニウ ム鋳物 及びゴ ム 外装—塗装な し				
ロフト トラン ド・ク ラッチ	カナディア ン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,700	4	
多脚つ え	つえの下部に 三本以上の脚 を有するも の。 JIS T 9267 —2020によ る。	夜光材	6,600	4	
プラッ トホー ム杖	カナディア ン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4	

重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	152,700	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた額とすること。 (略)	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。 (略)
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	203,900					簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000		

		品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。							
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを	480,600						
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000						

		付属品とする。					
	通信機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。			通信機能が付加されたもの	上と同じ。	
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする	480,600	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000

			場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。		
--	--	--	--	--	--

備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
 - 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
- 2 借受け基準
- (1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品
義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。
 - (2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円増しとすること。

--	--	--	--	--	--

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
 - 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。
- 2 借受け基準
- (1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品
義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。
 - (2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミ ニウム 管		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとすること。

		位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、 <u>車載用のものも含むこと。</u>		座面に軟性の内張りを付した場合は、 <u>220円増し</u> とすること。 <u>車載用のものは、オーダーメイド又はレディースにかかわらず、1,800円増し</u> とすること。			スポンジ又はウレタン人工皮革又は布製のカーバー外装—ニス塗装		座面に軟性の内張りを付した場合は、 <u>120円増し</u> とすること。 <u>車載用のものは840円増し</u> とすること。		
歩 行 器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。										
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,750</u>			(新設)	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	<u>1,570</u>	
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,050</u>	<u>腰掛付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。</u>		歩 行 器	四輪型 (腰掛付き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	<u>990</u>	(新設)
四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		<u>1,050</u>	<u>サドル(歩行中に体重を支える座)・テー</u>			四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。	<u>990</u>	<u>サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持</u>	

				ブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、 <u>1,650円</u> 増しとすること。 後方支持型のものは、 <u>580円</u> 増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>940</u>	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>740</u>	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		<u>610</u>	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		<u>830</u>	
文字等	意思伝達機能	プリンタ	<u>3,800</u>	プリンタを

				具若しくは骨盤支持具付きのものは、 <u>1,520円</u> 増しとすること。 後方支持型のものは、 <u>520円</u> 増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>850</u>	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>670</u>	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		<u>550</u>	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		<u>750</u>	
文字等	意思伝達機能	プリンタ	<u>3,570</u>	プリンタを

<u>重度障害者用意思伝達装置</u>	走査入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u>	(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	必要としない場合は、 <u>370円減じた額</u> とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた	<u>重度障害者用意思伝達装置</u>	走査入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u> 。	(必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	必要としない場合は、 <u>370円減じた価格</u> とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた
		<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの</u>	<u>プリンタ</u> (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	5,050			専用機器及びプリンタ (必要に応じて) により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に關す	<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの</u>	上と同じ。

	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ (必要に応じて) 身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	12,000	る要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	る要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	通信機能が付加されたもの	プリンタ (必要に応じて) 身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作する		通信機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作する
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体障害の状況により、付属品	12,000	ることができ るソフト		生体現象方式 生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き	11,250	ることができ るソフト

を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。

ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方

上と同じ。

ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方

式とは、生
体現象（脳
波や脳の血
液量等）を
利用して
「はい・い
いえ」を判
定するもの
であること
。

式とは、生
体現象（脳
波や脳の血
液量等）を
利用して
「はい・い
いえ」を判
定するもの
であること
。

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	<u>ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフト</u>

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</u>

	<u>インサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
オ 外装の更新	<u>外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。</u>
キ ソケットの調整	<u>断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。</u>
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。</u>
オ 外装の交換	<u>交換した外装の価格をもって修理価格とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。</u>
キ ソケットの調整	<u>断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。</u>
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 複製価格

名称	採区分	型式	上限価格	備考
			円	
義手用	A-1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	37,200	
		電動式	63,900	
		その他	27,400	
	A-2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	34,800	
		電動式	59,200	
		その他	31,100	
	A-3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	32,000	
		電動式	53,900	
		その他	28,200	
	A-4	(削る)	(削る)	全ての型式において、顎上懸垂式は、14,800円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		能動式	27,700	
		電動式	47,900	
		その他	25,100	スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
A-5	能動式	27,100		
	電動式	46,800		
	その他	22,700		
A-6	能動式	13,800		
	電動式	25,700		
	その他	8,650		

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採区分	型式	価格		備考
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作業用	41,400	25,900	
		能動式	53,200	35,200	
		電動式	91,100	60,400	
		(新設)	(新設)	(新設)	
	A-2	装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	44,000	29,400	
		能動式	50,700	32,900	
		電動式	84,600	56,000	
		(新設)	(新設)	(新設)	
	A-3	装飾用	41,600	26,700	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	41,600	26,700	
		能動式	46,900	30,300	
		電動式	77,100	51,000	
		(新設)	(新設)	(新設)	
	A-4	装飾用	42,800	23,800	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。
		作業用	42,800	23,800	
		能動式	44,400	26,200	
		電動式	68,500	45,300	
		(新設)	(新設)	(新設)	スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
A-5	(新設)	(新設)	(新設)		
	電動式	67,100	44,300		
	(新設)	(新設)	(新設)		
A-6	(新設)	(新設)	(新設)		
	電動式	36,800	24,300		
	(新設)	(新設)	(新設)		

義足用	B-1	(削る) (削る)	205,100 (削る)	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	48,000	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
			76,500	
			77,800	
B-3	差込式 ライナー式 吸着式	46,700	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。	
		69,100		
		70,400		
B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	42,500	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。	
		46,200		
		56,000		
		56,000		
		46,200		

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

義足用	B-1	受皿式 カナダ式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
			113,100	65,300	
B-2	差込式 ライナー式 吸着式		74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
			121,100	72,400	
			167,500	73,600	
B-3	差込式 ライナー式 吸着式		74,800	44,200	
			95,900	65,400	
			142,300	66,600	
B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式		60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
			84,600	43,700	
			100,900	53,000	
			103,700	53,000	
			84,600	43,700	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

システムについては、基本価格に 40% を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格
(新設)

名 称	採 型 区 分	使用材料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	6,000	
		A-2	アルミニウム、セルロイド	
	皮 革	12,600		
	熱硬化性樹脂	14,700		
	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200		
	熱可塑性樹脂	7,100		
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550		
	A-3	アルミニウム	10,300	

(イ) ソケットの価格

1の(1)のエの(7)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

		ム、セルロイ ド	
		皮 革	13,600
		熱硬化性樹脂	14,700
		熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200
		熱可塑性樹脂	5,050
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,550
	A-4	アルミニウ ム、セルロイ ド	9,100
		皮 革	12,400
		熱硬化性樹脂	14,400
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,800
		熱可塑性樹脂	4,950
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,450
	A-5	熱硬化性樹脂	13,700
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,100
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,600
	A-6	熱硬化性樹脂	11,100
		熱硬化性樹脂 (電動式)	11,500
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,350
義足用	B-1	アルミニウ ム、セルロイ	23,100

	ド		
	熱硬化性樹脂	37,900	
	熱可塑性樹脂	15,900	
B-2	木製	51,600	エアクッションソ
	アルミニウ	15,400	ケットは、16,300円
	ム、セルロイ		増しとすること。
	ド		二重式ソケット
	皮革	20,200	は、内ソケットの使
	熱硬化性樹脂	29,400	用材料の価格を加算
	熱可塑性樹脂	17,300	することができるこ
			と。
			主たる積層材に
			カーボントッキ
			ネットを用い樹脂注
			型を行う場合は、
			17,900円増しとする
			こと。
B-3	アルミニウ	15,700	エアクッションソ
	ム、セルロイ		ケットは、16,300円
	ド		増しとすること。
	皮革	26,000	二重式ソケット
	熱硬化性樹脂	43,500	は、内ソケットの使
	熱可塑性樹脂	19,700	用材料の価格を加算
			することができるこ
			と。
			主たる積層材に
			カーボントッキ
			ネットを用い樹脂注
			型を行う場合は、
			17,600円増しとする
			こと。

B-4	アルミニウム、セルロイド	12,300	エアクションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	皮革	18,300	
	熱硬化性樹脂	26,600	
	熱可塑性樹脂	13,900	

(注)

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	価 格		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義手用	A-1	皮革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
A-2	A-2	皮革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	上限価格	備 考
			円	
義手用	A-1	皮革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
A-2	A-2	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	

	A-3	皮 革	<u>11,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>16,500</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>18,500</u>	
	A-4	皮 革	<u>10,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>15,400</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>17,600</u>	
	A-5	皮 革	<u>11,200</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>16,600</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>	
義足用	B-1	皮 革	<u>15,600</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,500</u>	
	B-2	皮 革	<u>14,100</u>	
	B-2	軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,100</u>	
		皮革・フェルト	<u>17,700</u>	
	B-2	シリコーン	<u>46,500</u>	
		B-3	皮 革	<u>12,800</u>
			B-3	軟性発泡樹脂
皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,400</u>			
皮革・フェルト	<u>18,800</u>			
	B-3	シリコーン	<u>50,100</u>	
		B-4	皮 革	<u>11,700</u>
			B-4	軟性発泡樹脂
皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>			

	A-3	皮 革	<u>4,150</u>	<u>11,100</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>15,600</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	<u>17,500</u>	
	A-4	皮 革	<u>4,050</u>	<u>10,200</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>14,600</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	<u>16,700</u>	
	A-5	皮 革	<u>4,050</u>	<u>10,600</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>15,700</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	<u>18,100</u>	
義足用	B-1	皮 革	<u>7,000</u>	<u>14,800</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>	<u>21,500</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>	<u>25,100</u>	
	B-2	皮 革	<u>5,400</u>	<u>13,400</u>	
	B-2	軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>	<u>21,500</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>	<u>24,700</u>	
		皮革・フェルト	<u>9,700</u>	<u>16,800</u>	
	B-2	シリコーン	<u>44,000</u>	<u>44,000</u>	
		B-3	皮 革	<u>6,050</u>	<u>12,100</u>
			B-3	軟性発泡樹脂	<u>5,100</u>
皮革・軟性発泡樹脂	<u>9,650</u>			<u>25,000</u>	
皮革・フェルト	<u>10,700</u>			<u>17,800</u>	
	B-3	シリコーン	<u>47,400</u>	<u>47,400</u>	
		B-4	皮 革	<u>4,450</u>	<u>11,100</u>
			B-4	軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>
皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>			<u>18,100</u>	

	皮革・フェルト シリコーン	<u>16,200</u> <u>40,000</u>	
B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,700</u> <u>17,900</u> <u>19,200</u>	
B-6	皮革 (削る) 軟性発泡樹脂 (削る) 皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	<u>9,050</u> (削る) <u>15,800</u> (削る) <u>17,600</u> (削る)	下腿部支持式につ いては、6,550円 増しとすること。
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,600</u> <u>14,300</u> <u>16,100</u>	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(1)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

	樹脂 皮革・フェルト シリコーン	<u>8,350</u> <u>37,900</u>	<u>15,400</u> <u>37,900</u>
B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,700</u> <u>7,600</u> <u>8,250</u>	<u>10,200</u> <u>17,000</u> <u>18,200</u>
B-6	皮革 皮革 (下腿部支持式) 軟性発泡樹脂 軟性発泡樹脂 (下腿部支持式) 皮革・軟性発泡樹脂 樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	<u>3,000</u> <u>4,700</u> <u>3,400</u> <u>7,600</u> <u>6,000</u> <u>8,250</u>	<u>8,600</u> <u>10,200</u> <u>15,000</u> <u>17,000</u> <u>16,700</u> <u>18,200</u>
B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,300</u> <u>2,700</u> <u>4,650</u>	<u>7,200</u> <u>13,600</u> <u>15,300</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

(新設)

(削る)

名称	型 式	部 位	使用材料	価 格 円	備 考	
義手用	装飾用	肩 部		9,000		
	能動式 作業用	上腕部	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 24,900		
		前腕部	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	10,300 20,600		
		作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び上 腕義手用に幹部を 使用する場合に限 ること。
		前腕部		10,300	前腕義手用に幹 部を使用する場合 に限ること。	
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900		
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800		
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300		
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300		
	義足用	常 用	股 部		10,800	
		作業用	大腿部	木製	33,900	
				アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	32,400 33,900	
木製				33,300		
下腿部			アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	29,900 33,300		

	足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部		62,900	股義足用及び大 腿義足用に鉄脚を 使用する場合に限 ること。
	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄 脚を使用する場合 に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	作業上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換 (削る)	4,950	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,500	
	交換 その他の交換	1,900	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格とすること。
	肩吊り帯交換 (削る)	4,800	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	腰バンド交換	3,850	
	横吊り帯交換 (削る)	4,050	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	義足用股吊り帯交換 (1本)	2,050	
	その他の交換	2,900	
断 端 袋	上腕用	3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができるこ
	前腕用	3,550	
	大腿用	5,600	
	下腿用	5,900	

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠縮革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	たわみ式肘継手交換	1,750	
	前方支持バンド交換	1,750	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350	
	(新設)	(新設)	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,700	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊り帯交換	4,550	
	義足用股吊り帯交換	1,950	
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊り帯交換	3,850	
	美錠縮革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	
	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	価格は、1か所当たりのものであること。
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

と。
(削る)

オ 外装の更新

名 称	外 装 部 位	使用材料等	上限価格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,550	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	上腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	前腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	17,100	
		塗 装	4,400	
義足用	股 部	皮 革	11,200	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	大腿部	皮 革	9,000	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	下腿部	皮 革	9,800	
		プラスチック	18,300	
		塗 装	5,000	
	足 部	表 革	7,600	

(注)
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	上腕部	皮 革	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	前腕部	皮 革	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義足用	股 部	皮 革	10,600	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	大腿部	皮 革	8,550	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	下腿部	皮 革	9,300	
		プラスチック	17,300	
		塗 装	4,750	
足 部	表 革	7,200		

	裏革	6,150	
	塗装	6,250	
	リアルソックス	2,400	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

カ 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	作業上限価格 円	備考
義手用	肩継手部品	17,800	
	肘継手部品	10,600	
	手継手部品	4,050	
義足用	股継手部品	20,800	
	膝継手部品	18,000	
	足継手部品 (削る)	4,050 (削る)	
	溶接	10,500	

(注)

- 1 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	作業上限価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,950	
	肘ブロック継手部品	6,650	

	裏革	5,850	
	塗装	5,950	
	リアルソックス	2,300	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

カ 完成用部品の交換

(新設)

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	基本価格 円	備考
義手用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義足用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
溶接		10,000	(略)

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	基本価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	

	肘ヒンジ継手部品	3,750	
	手継手部品	3,650	
	手先具部品	3,000	
	コントロールケーブル部品	3,150	
	電極部品	1,250	
	接続ケーブル部品	1,250	
義足用	股継手部品 (削る)	5,150 (削る)	
	膝継手部品	3,000	
	足部部品	3,250	
	作業用スプリング	2,000	
	作業用足部裏ゴム	2,900	
	吸着式バルブ (削る)	6,300 (削る)	
溶接		2,150	(略)
(注)			
1 (略)			
2 部品交換の <u>上限価格</u> に、外装の額を加算することができないものとする。			
(2) 義肢一骨格構造義肢			
修理項目	<u>上 限 価 格</u>		
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができる。		

	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先具部品	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
義足用	股継手部品	4,900	
	膝ブロック部品	6,500	
	膝筋金部品	2,850	
	足部部品	3,100	
	作業用スプリング	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,750	
	吸着式バルブ	6,000	
	前留金具部品	4,200	
溶接		2,050	(略)
(注)			
1 (略)			
2 部品交換の <u>基本価格</u> に、外装の額を加算することができないものとする。			
(2) 義肢一骨格構造義肢			
修理項目	<u>価 格</u>		
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。		

イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,900円を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1～3 (略)	

イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注) 1～3 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格		備考
			円	円	
義手用	A-1	(削る) 能動式 その他	(削る) 37,200 27,400	(削る) 37,200 27,400	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
	A-2	(削る) 能動式 その他	(削る) 34,800 31,100	(削る) 34,800 31,100	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
	A-3	(削る) 能動式 その他	(削る) 32,000 28,200	(削る) 32,000 28,200	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
	A-4	能動式 その他	27,700 25,100	27,700 25,100	全ての型式において、顎上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	205,100	205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B-2	差込式	48,000	48,000	短断端切断用キップシャフ

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格		備考
			円		
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用 (新設) (新設)	41,400 (新設) (新設)	25,900 (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装飾用 (新設) (新設)	44,000 (新設) (新設)	29,400 (新設) (新設)	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装飾用 (新設) (新設) (新設) (新設)	42,800 (新設) (新設) (新設)	23,800 (新設) (新設) (新設)	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義足用	B-1	カナダ式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差込式	74,800	45,400	短断端切断用

	ライナー式	76,500	トは、57,200円増しとすること。
	吸着式	77,800	坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
B-3	差込式	46,700	
	ライナー式	69,100	
	吸着式	70,400	
B-4	差込式	42,500	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	PTB式	46,200	
	PTS式	56,000	
	KBM式	56,000	
	T SB式	46,200	
B-5	差込式	44,400	
	有窓式	48,200	

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

	ライナー式	121,100	72,400	キップシャフトは、54,100円増しとすること。
	吸着式	167,500	73,600	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
B-3	差込式	74,800	44,200	
	ライナー式	95,900	65,400	
	吸着式	142,300	66,600	
B-4	差込式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	PTB式	84,600	43,700	
	PTS式	100,900	53,000	
	KBM式	103,700	53,000	
	T SB式	84,600	43,700	
B-5	差込式	49,500	42,000	
	有窓式	73,000	45,600	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

システムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

1の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

(イ) ソケットの価格
(新設)

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100	
		ド		

	熱硬化性樹脂	37,900	
	熱可塑性樹脂	15,900	
B-2	木製	51,600	エアクションソ
	アルミニウ	15,400	ケットは、16,300円増
	ム、セルロイ		しとすること。
	ド		二重式ソケットは、
	皮革	20,200	内ソケットの使用材料
	熱硬化性樹脂	29,400	の価格を加算すること
	熱可塑性樹脂	17,300	ができること。
			主たる積層材にカー
			ボンストッキネットを
			用い樹脂注型を行う場
			合は、17,900円増しと
			すること。
B-3	アルミニウ	15,700	エアクションソ
	ム、セルロイ		ケットは、16,300円増
	ド		しとすること。
	皮革	26,000	二重式ソケットは、
	熱硬化性樹脂	43,500	内ソケットの使用材料
	熱可塑性樹脂	19,700	の価格を加算すること
			ができること。
			主たる積層材にカー
			ボンストッキネットを
			用い樹脂注型を行う場
			合は、17,600円増しと
			すること。
B-4	アルミニウ	12,300	エアクションソ
	ム、セルロイ		ケットは、14,800円増
	ド		しとすること。
	皮革	18,300	二重式ソケットは、
	熱硬化性樹脂	26,600	内ソケットの使用材料

		軟性発泡樹脂	<u>16,500</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>14,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>18,500</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	<u>16,700</u>
	A-4	皮革	<u>10,700</u>			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		軟性発泡樹脂	<u>15,400</u>				(新設)	(新設)	(新設)
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>17,600</u>				(新設)	(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮革	<u>15,600</u>		義足用	B-1	皮革	<u>7,000</u>	<u>14,800</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>				軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,500</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>	<u>25,100</u>
	B-2	皮革	<u>14,100</u>			B-2	皮革	<u>5,400</u>	<u>13,400</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,100</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>	<u>24,700</u>
		皮革・フェルト	<u>17,700</u>				皮革・フェルト	<u>9,700</u>	<u>16,800</u>
		シリコーン	<u>46,500</u>				シリコーン	<u>44,000</u>	<u>44,000</u>
	B-3	皮革	<u>12,800</u>			B-3	皮革	<u>6,050</u>	<u>12,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>22,000</u>				軟性発泡樹脂	<u>5,100</u>	<u>20,800</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,400</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>9,650</u>	<u>25,000</u>
		皮革・フェルト	<u>18,800</u>				皮革・フェルト	<u>10,700</u>	<u>17,800</u>
		シリコーン	<u>50,100</u>				シリコーン	<u>47,400</u>	<u>47,400</u>
	B-4	皮革	<u>11,700</u>			B-4	皮革	<u>4,450</u>	<u>11,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,500</u>				軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>	<u>16,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>				皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>	<u>18,100</u>
		皮革・フェルト	<u>16,200</u>				皮革・フェルト	<u>8,350</u>	<u>15,400</u>
		シリコーン	<u>40,000</u>				シリコーン	<u>37,900</u>	<u>37,900</u>
	B-5	皮革	<u>10,700</u>			B-5	皮革	<u>4,700</u>	<u>10,200</u>
		軟性発泡樹脂	<u>17,900</u>				軟性発泡樹脂	<u>7,600</u>	<u>17,000</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,200</u>				皮革・軟性発泡	<u>8,250</u>	<u>18,200</u>

(注)
 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
 2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限 価格 円	備考
	一式交換 (削る)	4,950 (削る)	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品

樹脂
 (注)
 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
 2 (略)

ウ 支持部の交換

(新設)

名称	価格 円	備考
肩義手用	14,500	
上腕義手用	11,500	
前腕義手用	11,400	
股義足用	17,300	
大腿義足用	17,300	
下腿義足用	11,400	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
	一式交換	4,700	(新設)
	美錠縮革交換	1,800	

義 手 用 ハ ー ネ ス	(削る) 上腕カフ (三頭筋パッド) 交換 その他の交換	(削る) 3,500 1,900	ごとに1の(2)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(2)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもっ て修理価格の上限額 とすること。
	一式交換 肩吊り帯交換 (削る) (削る) 腰バンド交換 横吊り帯交換 (削る) (削る) (削る) 義足用股吊り帯交換 (1本) その他の交換	4,950 4,800 (削る) (削る) 3,850 4,050 (削る) (削る) (削る) 2,050 2,900	義足懸垂用部品の修 理価格は、交換部品 ごとに1の(2)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 とすること。ただ し、1の(2)のエの (エ)に掲げられてい ないものの修理は、 作業上限価格をもっ て修理価格の上限額 とすること。
断 端 袋	上腕用	3,350	年間の上限額である ため、特性、数量に かかわらず、当該額 の範囲で一括支給す ることができるこ と。
	前腕用	3,550	
	大腿用	5,600	
	下腿用	5,900	
(削る)			

義 手 用 ハ ー ネ ス	美錠留革交換 上腕カフ (三頭筋パッド) (新設)	1,900 3,350 (新設)	
	一式交換 肩吊り帯交換 義足用股吊り帯交換 位置革交換 腰バンド交換 横吊り帯交換 美錠締革交換 美錠留革交換 金具部品交換 (新設) (新設)	4,700 4,550 1,950 3,200 3,650 3,850 2,600 2,300 3,000 (新設) (新設)	価格は、1本当たり のものであること。 価格は、1か所当た りのものであるこ と。
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)
(注)			
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基			

本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとする。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名称	価格 円	備考
肩義手用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股義足用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝義足用	20,600	
下腿義足用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修理項目	価格 円	備考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,300</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

オ 外装の交換

名称	上限価格 円	備考
肩義手用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘義手用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股義足用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝義足用	21,700	
下腿義足用	19,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

修理項目	上限価格 円	備考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,350</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

ウ <u>ベルトの交換</u>		修理箇所ごとに 25mm幅のものは <u>940円</u> 、50mm幅の ものは <u>1,300円</u> と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ 溶接		修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは <u>10,700円</u> 、必 要としないものは <u>2,200円</u> とすこ と。	
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	<u>6,150</u> (略)
		靴型 装具	本底交換 <u>8,700</u> (略)
		足底挿板交換	<u>7,550</u> (略)
		半張交換	<u>3,650</u> 踵以外 (若しくは足 長のおおむね遠位 2 ／ 3 の範囲) の本底 の交換であること。
	踵交換	<u>1,800</u> 踵 (若しくは足長の おおむね近位 1 / 3 の範囲) の本底の交 換であること。	

ウ <u>マジックバンドの交換</u>		修理箇所ごとに 25mm幅のものは <u>890円</u> 、50mm幅の ものは <u>1,250円</u> と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ 溶接		修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは <u>10,100円</u> 、必 要としないものは <u>2,100円</u> とすこ と。	
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	<u>5,800</u> (略)
		靴型 装具	本底交換 <u>8,200</u> (略)
		足底挿板交換	<u>7,100</u> (略)
		半張交換	<u>3,450</u> (新設)
	踵交換	<u>1,700</u> (新設)	

	積上交換	1,350	本底より上部におよぶ底の交換の場合に 加算できること。
	底張かけ交換	2,200	MP部から遠位の範囲の底の交換である こと。
	ファスナー交換	3,350	
	細革交換	760	細革全体の交換の場合に限り加算出来る こと。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しと すること。
体幹 装具	支柱交換 (硬性)	3,250	
	支柱交換 (軟性)	1,400	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド) に準じて修理すること。

(5) 姿勢保持装置

修理項目	上限価格 円
ア 支持部の交換	1の(5)のエの(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 支持部の調整	寸法調整 形状調整

	積上交換	1,300	(新設)
	底張かけ交換	2,100	(新設)
	ファスナー交換	3,150	
	細革交換	720	革底の場合は、 1,400円増しとする こと。
体幹 装具	硬性コルセット ト筋金交換	3,100	
	軟性コルセット ト筋金交換	1,350	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(新設)

(新設)

(4) 座位保持装置

修理項目	価格 円
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 支持部の調整	寸法調整 形状調整

頭部	3,000	4,100
上腕部	1,800	2,750
前腕・手部		
体幹部	3,500	9,450
骨盤・大腿部		
下腿部	1,800	2,750
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(イ)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(5)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換	25mm幅のものは960円、50mm幅のものは1,300円とし、裏付きを必要とする場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を2倍した額とすること。	

頭部	2,800	3,850
上腕部	1,700	2,600
前腕・手部		
体幹部	3,300	8,850
骨盤・大腿部		
下腿部	1,700	2,600
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができること。	

(6) 車椅子

名称	種 類	上限価格 円	備 考
フ レ ー ム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード（スカートガード） 交換（片側）	7,400	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
	6輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換（1本）	5,400	
シ ー ト	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の 場合は1の (6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	座布交換（張り調整式）	21,000	
	奥行き調整部品交換（片側）	9,250	
	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換の うち、ワイ ドフレー ム、バック サポート延 長（頭頸部
	背布交換（張り調整式）	21,000	
	バックサポートパイプ交換（片側）	4,150	
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。	

(新設)

バックサポート	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	までの場合 は110% の範囲内の 額とするこ と。バック サポートパ イプ交換の うち、ワイ ドフレーム の場合は 7,000円、 バックサ ポート延長 （頭頸部ま で）の場合 は5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は6,600円 増しとし、 片側を1単 位とするこ と。
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	
フット・レッグ	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・ レッグサ ポートベル ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000円増
	フット・レッグサポートパッド交換（片側）	5,500	
	着脱式フット・レッグサポート交換（片側）	6,250	

サ ポ ー ト	挙上式フット・レッグサポート交 換（片側）	8,550	しとするこ と。
	開閉挙上式フット・レッグサポー ト交換（片側）	11,100	
	開閉着脱式フット・レッグサポー ト交換（片側）	7,350	
フ ット サ ポ ー ト	フットサポート交換（片側）	4,100	前後調整、 角度調整及 び左右調整 の各構造を 有する場合 は各1,600 円増しと し、片側を 1単位とす ること。
	フットサポート交換（二重折込 式、片側）	6,250	
	フットサポート交換（中折れ式）	8,750	
ア ー ム サ ポ ー ト （ 片 側）	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の 構造を有す る場合は 3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構を 有する場合 はそれぞれ
	アームサポート交換（跳ね上げ 式）	6,750	
	アームサポート交換（着脱式）	6,550	

			3,900円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。
ヘッドサ ポート	ヘッドサポートパイプ交換	4,150	ヘッ ド サ ポートとし
	ヘッドサポートパイプ取付部品交 換	4,000	て独立した ものに限る (バックサ ポート一体 型は含まな い)。
ブレ ーキ (片 側)	ブレーキ交換	9,900	
	介助用ブレーキ交換	8,700	
	フットブレーキ交換	8,650	

駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	輪一式と
	駆動輪・主輪ホイール交換(片手 駆動式)	15,000	は、リム、 スポーク、
	片手駆動部品交換	9,000	タイヤ、
	車軸位置調整部品交換	8,750	チューブ、
	タイヤ交換	4,600	タイヤバル ブ、ハブ及
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	びハブ軸を
	チューブ交換	4,000	含むもので あること。 ホイールと は、リム、 スポーク、 ハブ及びハ ブ軸を含む ものである こと。タイ ヤ交換は チューブ交 換を含まな いものであ ること。 ホイール交 換のうち、 着脱式ハブ を含む場合 は5,400円 増しとし、 片側を1単 位とするこ

キヤスタ (片側)	キヤスタ交換	8,700	と。
	キヤスタ取付部品交換	7,600	キヤスタ輪及びフォークから構成されるものであること。
ハンドリム (片側)	ハンドリム交換 (プラスチック)	5,250	衝撃吸収タイプの場合には7,500円増しとし、片側を1単位とすること。
	ハンドリム交換 (ステンレス)	12,700	と。
	ハンドリム交換 (アルミ)	11,200	ノブ付きの場合には4,850円増しとし、片側を1単位とすること。
	付属品交換	修理項目ごとに1の(6)のエの(ウ)	片手駆動式の場合は3,300円増しとすること。
			クッション、背クッション及びヘッドサポ

付 属 品		に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。	ート交換 (オーダー メイドに限 る。)の場 合は、 1,350円を 加算するこ とができる こと。
	そ の 他	リヤ・シャフト交換 レバー交換 ワイヤ交換 メカロック交換 ガスダンパー交換 グリップ交換	7,100 1,750 3,000 10,800 16,300 500 価格は、1 個(本)当 たりのもの であるこ と。

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサ
ポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長
に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円
を加算した額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種 類	上限価格 円	備 考
フ レ ー ム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングシートフレーム交 換	86,500	

(新設)

	電動リフトメインフレーム交換	108,100	
	サイドガード（スカートガード） 交換（片側）	5,300	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
操 作 ボ ツ ク ス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1 個当たりの ものである こと。
	ジョイスティック ばね圧変更部品 交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング制御部一式交換	32,500	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング制御部部品交換	5,400	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部一 式交換	16,200	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部部 品交換	5,400	
	ス イ ツ チ	延長スイッチ交換	
バ ッ テ リ	バッテリー交換（シールド）	37,700	価格は、1 個当たりの ものである こと。
	バッテリー交換（リチウムイオン電 池）	100,000	
充 電 器	内蔵充電器交換	50,700	
	外部充電器交換	21,300	
	充電器部品交換	12,500	

シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の 場合は1の (6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	座布交換（張り調整式）	21,000	
	座奥行き調整部品交換（片側）	9,250	
バックサポート	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換の うち、ワイ ドフレー ム、バック サポート延 長（頭頸部 まで）の場 合は110% の範囲内の 額とすること。 バックサ ポートパイ プ交換のう ち、ワイド フレームの 場合は 7,000円、 バックサ ポート延長 （頭頸部ま
	背布交換（張り調整式）	21,000	
	バックサポートパイプ交換（片側）	9,350	
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	
	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	

			で) の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。
フット・ レグサポ ート	フット・レグサポートベルト交 換	2,900	フット・ レグサ
	フット・レグサポートパッド交 換 (片側)	5,500	ポートベル ト交換のう
	着脱式フット・レグサポート交 換 (片側)	6,250	ち、全面張 りの場合は
	挙上式フット・レグサポート交 換 (片側)	8,550	4,000 円 増 しとするこ
	開閉挙上式フット・レグサポー ト交換 (片側)	11,100	と。
	開閉着脱式フット・レグサポー ト交換 (片側)	7,350	
	フット・レグサポートフレーム 交換 (片側)	5,700	
	フットサポート交換	12,300	フットサ
	フットサポート交換 (二重折込 式)	14,450	ポートのう ち、前後調 整、角度調 整及び左右 調整の各構 造を有する

フットサポート (片側)			場合は各 1,600円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 強度を高め るために、 金属製の フットサ ポートを使 用する場合 は15,000円 増しとする こと。
アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式) アームサポート交換 (跳ね上げ 式) アームサポート交換 (着脱式)	5,000 6,750 6,550	高さ調整の 構造を有す る場合は 3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ

			れ 3,900 円 増しとし、 片側を1単 位とすること。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主輪一式と
	タイヤ交換	6,450	は、タイ
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	ヤ、ホイール及び
	ホイール交換	5,550	チューブを
	チューブ交換	4,000	含むもので あること。 タイヤ交換 はチューブ 交換を含ま ないもので あること。

前輪 (片側)	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
電装系 部品	コントローラ交換	89,800	価格は、1
	コントローラ部品交換	10,100	個当たりの
	電動リフトコントローラ交換	43,200	ものである
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	こと。
	電動ティルト・電動リクライニン グコントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニン グコントローラ部品交換	10,800	
	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニン グモータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニン グ装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニン グ装置部品交換	23,400	
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300	

付 属 品	付属品交換	修理項目ご とに1の(7) のエの(ウ) に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。	クッション 、背クッシ ョン及びへ ッドサポー ト交換（オ ーダーメイ ドに限る。 ）の場合は 、1,350円 を加算する ことができ ること。
	転倒防止装置 リヤ・シャフト交換 電動リフトシャフト交換 電動ティルト・電動リクライニン グシャフト交換 電動リフトチェーン交換 電動リフトチェーンアジャスタ交 換 オイル又はグリス交換 クラッチ交換 レバー交換 ワイヤ交換 メカロック交換 ガスダンパー交換 グリップ交換	6,400 7,100 54,100 61,800 54,100 27,000 2,850 9,150 1,750 3,000 10,800 16,300 500	価格は、1 個（回）当 たりのもの であるこ と。
(注)			
部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサ ポート、フットサポート及びアームサポート等について、成			

長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ 簡易形

名称	種 類	上限価格 円	備 考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティックばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、1個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリー	バッテリー交換（リチウムイオン電池）	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリー交換（ニッケル水素電池）	62,000	
充電器	外部充電器交換	28,800	価格は、1個当たりのものであること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	13,300	
	介助用ブレーキ交換	17,400	
	電動ユニット交換	100,400	電動ユニット交換のう
	ホイール交換	13,600	

駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	ホイール部品交換	4,150	ち、バッテ
	駆動装置部品交換	24,900	リホルダー
	タイヤ交換	4,600	付きの場合
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	は10,000
	チューブ交換	4,000	円、アシス
			ト式の構造 を有する場 合は18,000 円増しとす ること。ホ イール交換 のうち、ア シスト式の 構造を有す る場合は 7,300円増 しとするこ と。
ハ ン ド リ ム (片 側)	ハンドリム交換 (切替式)	5,400	滑り止めハ ンドリムの
	ハンドリム交換 (アシスト式)	12,000	場 合 は 7,350円増 しとするこ と。
電 装 系 部 品	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、1
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	個当たりの ものである こと。

その他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1 個（回）当 たりのもの であるこ と。
	オイル又はグリス交換	2,850	
	クラッチ交換	9,150	

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

(8) その他

種目	型式	修理部位	上限価格 円	備考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	870	
眼 鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 4,350円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	4,900	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	
		遮光用レンズ交換	11,500	

(5) その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 4,200円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
		遮光用レンズ交換	11,100	

補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>	補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
	耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>27,900</u>		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>26,400</u>
	耳あな型スイッチ交換	<u>3,300</u>		耳あな型スイッチ交換	<u>3,150</u>
	耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>		耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>
	耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>13,400</u>		耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>12,700</u>
	耳あな型極板交換	<u>1,100</u>		耳あな型極板交換	<u>1,050</u>
	耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>		耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>
	耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>12,200</u>		耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>11,600</u>
	耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>		耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>13,500</u>
	耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>16,800</u>		耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>15,950</u>
	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>15,000</u>		耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>
	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>21,100</u>		耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>20,000</u>
	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,100</u>
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	<u>2,100</u>

耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,100</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,600</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>10,000</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>940</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>33,500</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>44,600</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,950</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,750</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,650</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,550</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,800</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>12,400</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,800</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>2,000</u>
耳かけ型フック交換	<u>650</u>

耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,050</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,550</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>9,500</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>890</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>31,700</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>42,200</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,750</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,500</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,550</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,470</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,450</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>11,810</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,120</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>1,900</u>
耳かけ型フック交換	<u>620</u>

耳かけ型電池ホルダー交換	<u>1,050</u>
耳かけ型耳栓組立交換	<u>630</u>
耳かけ型サスペンション交換	<u>670</u>
耳かけ型アンプ組立交換	<u>31,600</u>
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	<u>3,300</u>
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	<u>1,400</u>
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	<u>8,750</u>
重度難聴用イヤホン交換	<u>5,800</u>
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	<u>15,800</u>
重度難聴用コード交換	<u>1,900</u>
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	<u>42,700</u>
眼鏡型ケース組立交換	<u>9,900</u>
眼鏡型スイッチ交換	<u>3,650</u>
眼鏡型テレホンコイル交換	<u>3,450</u>
眼鏡型極板交換	<u>1,450</u>
眼鏡型ボリューム交換	<u>4,800</u>
眼鏡型マイクロホン交換	<u>14,700</u>
眼鏡型骨導子交換	<u>17,300</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>24,400</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>37,200</u>

耳かけ型電池ホルダー交換	<u>1,000</u>
耳かけ型耳栓組立交換	<u>600</u>
耳かけ型サスペンション交換	<u>640</u>
耳かけ型アンプ組立交換	<u>29,880</u>
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	<u>3,150</u>
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	<u>1,350</u>
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	<u>8,300</u>
重度難聴用イヤホン交換	<u>5,490</u>
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	<u>15,000</u>
重度難聴用コード交換	<u>1,800</u>
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	<u>40,400</u>
眼鏡型ケース組立交換	<u>9,400</u>
眼鏡型スイッチ交換	<u>3,450</u>
眼鏡型テレホンコイル交換	<u>3,300</u>
眼鏡型極板交換	<u>1,400</u>
眼鏡型ボリューム交換	<u>3,900</u>
眼鏡型マイクロホン交換	<u>13,900</u>
眼鏡型骨導子交換	<u>16,400</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>23,100</u>
眼鏡型アンプ組立交換	<u>35,200</u>

(送信用)	
眼鏡型アンプ組立交換	<u>57,800</u>
(受信用)	
眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,600</u>
眼鏡型テンプレート（補助 つる）交換	<u>3,250</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>10,000</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,800</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,700</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,250</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,700</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,400</u>
ポケット型極板交換	<u>1,400</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,800</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,700</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>11,100</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,300</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>1,000</u>
受信機交換	<u>97,300</u>
受信機基板交換	<u>29,200</u>

(送信用)	
眼鏡型アンプ組立交換	<u>54,700</u>
(受信用)	
眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,350</u>
眼鏡型テンプレート（補助 つる）交換	<u>3,100</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>9,500</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,600</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,400</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,200</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,500</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,350</u>
ポケット型極板交換	<u>1,350</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,580</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,400</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>10,500</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,150</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>960</u>
受信機交換	<u>92,000</u>
受信機基板交換	<u>27,600</u>

	受信機部品（ケース、 充電電池、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	5,250	
	ワイヤレスマイク交換	135,400	
	ワイヤレスマイク基板 交換	40,600	
	ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	3,700	
	ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	12,600	
	ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	12,600	
	ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電電池、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	5,250	
	イヤモールド交換	9,500	
	コンセント交換	870	
	I C回路交換	4,800	
	イヤホン交換	3,350	
	コード交換	710	
	トランジスター又はダ イオード交換	2,150	
	抵抗交換	2,150	
	コンデンサ交換	2,150	
	トランス交換	2,000	
	オーディオシュー交換	5,250	
人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	部品の交換を伴う 修理は認められな いこと。

	受信機部品（ケース、 充電電池、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	5,000	
	ワイヤレスマイク交換	128,000	
	ワイヤレスマイク基板 交換	38,400	
	ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	3,500	
	ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	12,000	
	ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	12,000	
	ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電電池、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	5,000	
	イヤモールド交換	9,000	
	コンセント交換	830	
	I C回路交換	4,550	
	イヤホン交換	3,170	
	コード交換	680	
	トランジスター又はダ イオード交換	2,050	
	抵抗交換	2,050	
	コンデンサ交換	2,050	
	トランス交換	1,900	
	オーディオシュー交換	5,000	
人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)		車椅子	クッション交換	4,090	
	(削る)	(削る)			クッション (ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの) 交換	10,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換	19,080	
	(削る)	(削る)			クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの) 交換	30,000	
	(削る)	(削る)			クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	45,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
	(削る)	(削る)			背クッション交換	10,000	
	(削る)	(削る)			特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポート) 交換	25,750	
	(削る)	(削る)			クッションカバー (防水加工を施したもの) 交換	7,460	
	(削る)	(削る)			クッション滑り止め部品交換	1,920	
(削る)	(削る)		バックサポート交換	8,860			
(削る)	(削る)	(削る)	延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。		
(削る)	(削る)		枕 (オーダー) 交換	10,330			
(削る)	(削る)		枕 (レディメイド) 交換	5,830			

(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	バックサポートパイプ	3,830
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	バックサポートパイプ	3,700
(削る)	(削る)	取付部品交換	
(削る)	(削る)	張り調整式バックサ	15,080
(削る)	(削る)	ポート交換	
(削る)	(削る)	高さ調整式バックサ	12,080
(削る)	(削る)	ポート交換	
(削る)	(削る)	背折れ機構部品交換	7,180
(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交	8,100
(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	アームサポート (肘当	4,620
(削る)	(削る)	て部分) 交換	
(削る)	(削る)	アームサポート (フ	4,600
(削る)	(削る)	レーム) 交換	
(削る)	(削る)	高さ角度調整式アーム	9,010
(削る)	(削る)	サポート交換	
(削る)	(削る)	高さ調整式アームサ	3,310
(削る)	(削る)	ポート (段階調整式)	
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	角度調整式アームサ	7,050
(削る)	(削る)	ポート交換	
(削る)	(削る)	跳ね上げ式アームサ	6,060
(削る)	(削る)	ポート交換	
(削る)	(削る)	脱着式アームサポート	6,200
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	アームサポート拡幅部	3,610
(削る)	(削る)	品交換	
(削る)	(削る)	アームサポート延長部	3,610
(削る)	(削る)	品交換	

	(削る)	(削る)		レッグサポート交換	2,700	
	(削る)	(削る)		脱着式レッグサポート 交換	5,780	
	(削る)	(削る)		挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	7,900	
	(削る)	(削る)		開閉挙上式レッグサ ポート (パッド形状) 交換	10,290	
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790	
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を 有する場合は 4,160円増し、角 度調整、左右調整 の各構造を有する 場合は各1,500円 増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	27,080	枕は含めること。
	(削る)	(削る)		座布交換	8,750	
	(削る)	(削る)		座張り調整部品交換	10,000	
	(削る)	(削る)		座奥行き調整 (スライ ド式) 部品交換	16,970	
	(削る)	(削る)		座板交換	6,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降ハンドルユ ニット交換	15,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降チェーン交換	8,400	
	(削る)	(削る)		座席昇降メカユニット 交換	22,100	
	(削る)	(削る)		フレーム (サイドベー ス) 交換	10,700	

(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 交換	8,500	
(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	3,200	
(削る)	(削る)		フレーム (折りたたみ) 交換	22,180	
(削る)	(削る)		ブレーキ交換	9,100	
(削る)	(削る)		キャリパーブレーキ交換	8,000	
(削る)	(削る)		フットブレーキ (介助者用) 交換	7,970	
(削る)	(削る)		延長用ブレーキアーム交換	1,630	
(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430	1 回当たりとすること。
(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器—夜光反射板) 交換	670	
(削る)	(削る)		ハンドリム交換	5,240	
(削る)	(削る)		滑り止めハンドリム交換	8,740	
(削る)	(削る)	(削る)	ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
(削る)	(削る)		キャスター (大) 交換	8,000	
(削る)	(削る)		キャスター (小) 交換	5,800	
(削る)	(削る)		屋外用キャスター (エア—式等) 交換	7,500	
(削る)	(削る)		リーム交換	5,500	
(削る)	(削る)		車軸位置調整部品交換	16,120	
(削る)	(削る)		大車輪脱着ハブ交換	5,000	

(削る)	(削る)		サイドガード交換	6,820	
(削る)	(削る)		タイヤ交換	4,270	
(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	チューブ交換	2,450	
(削る)	(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300	
(削る)	(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900	
(削る)	(削る)	(削る)	スポークカバー交換	4,100	
(削る)	(削る)	(削る)	塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
(削る)	(削る)	(削る)	ハブ取付部品交換	6,100	
(削る)	(削る)	(削る)	キャスター取付部品交換	7,000	
(削る)	(削る)	(削る)	ハブ用スプリング交換	16,000	
(削る)	(削る)	(削る)	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	
(削る)	(削る)	(削る)	泥よけ交換	6,050	
(削る)	(削る)	(削る)	転倒防止装置交換	3,750	
(削る)	(削る)	(削る)	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	
(削る)	(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
(削る)	(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
(削る)	(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
(削る)	(削る)	(削る)	栄養パック取り付け用	10,190	

	(削る)	(削る)		ガートル架交換		
	(削る)	(削る)		点滴ポール交換	10,430	
	(削る)	(削る)		シリンダー用レバー交換	2,500	
	(削る)	(削る)		メカロック交換	10,000	
	(削る)	(削る)		テイルト用ガスダンパー交換	15,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	ワイヤー交換	1,800	
	(削る)	(削る)		ガスダンパー交換	15,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
	(削る)	(削る)		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
	(削る)	(削る)		車載時固定用フック交換	3,000	
	(削る)	(削る)		日よけ(雨よけ)部品交換	12,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	6輪構造部品交換	34,720	
	(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	(削る)	(削る)		痰吸引器搭載台交換	25,000	
	(削る)	(削る)		コントローラー交換	84,300	

(削る)	(削る)	(削る)	電動 車 椅子	コントローラー部品交換	9,500
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー交換	40,600
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントローラー交換	94,500
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		操作制御部交換	24,300
	(削る)	(削る)		操作制御部部品交換	5,800
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部品交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー交換	9,000
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー部	3,400

(削る)	(削る)	品交換	
(削る)	(削る)	電動リフトハーネス交換	15,200
(削る)	(削る)	電動ティルトハーネス交換	15,200
(削る)	(削る)	モーター交換	28,500
(削る)	(削る)	モーター部品交換	7,200
(削る)	(削る)	電動リクライニング	17,000
(削る)	(削る)	モーター交換	
(削る)	(削る)	電動リフトモーター交換	60,900
(削る)	(削る)	電動リフトモーター部品交換	8,100
(削る)	(削る)	電動ティルトモーター交換	17,000
(削る)	(削る)	電動ティルトモーター部品交換	8,100
(削る)	(削る)	ギヤーボックス交換	45,100
(削る)	(削る)	ギヤーボックス部品交換	9,700
(削る)	(削る)	電動リクライニング装置交換	53,300
(削る)	(削る)	電動リクライニング装置部品交換	22,200
(削る)	(削る)	電動ティルト装置交換	53,300
(削る)	(削る)	電動ティルト装置部品交換	22,200
(削る)	(削る)	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400
(削る)	(削る)	電動又は電磁式ブレー	12,500

				キ（簡易型用に限		
				る。）交換		
(削る)	(削る)			手動ブレーキ交換	12,200	
(削る)	(削る)			手動ブレーキ部品交換	7,200	
(削る)	(削る)			クラッチ交換	8,600	
(削る)	(削る)			フレーム交換	38,300	
(削る)	(削る)			フレーム部品交換	8,900	
(削る)	(削る)			シートフレーム交換	15,100	
(削る)	(削る)			シートフレーム部品交	6,400	
				換		
(削る)	(削る)			電動リフトシートフ	81,200	
				レーム交換		
(削る)	(削る)			電動リフトメインフ	101,500	
				レーム交換		
(削る)	(削る)			電動ティルトシートフ	81,200	
				レーム交換		
(削る)	(削る)			バックサポートパイプ	8,800	
				交換		
(削る)	(削る)	(削る)		延長バックサポート交	9,300	枕は含めないこ
				換		と。
(削る)	(削る)	(削る)		枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50
						%とすること。
(削る)	(削る)			張り調整式バックサ	15,080	
				ポート交換		
(削る)	(削る)	(削る)		ヘッドサポートベース	16,950	枕は含めること。
				(マルチタイプ) 交換		
(削る)	(削る)			高さ調整式アームサ	3,310	
				ポート交換		
(削る)	(削る)			跳ね上げ式アームサ	6,280	
				ポート交換		
(削る)	(削る)			アームサポート拡張部	3,610	

	(削る)	(削る)		品交換		
	(削る)	(削る)		アームサポート延長部	3,610	
	(削る)	(削る)		品交換		
	(削る)	(削る)		アームサポートパイプ	4,150	
	(削る)	(削る)		交換		
	(削る)	(削る)		アームサポートクッ	3,450	
	(削る)	(削る)		ション交換		
	(削る)	(削る)		サイドガード交換	5,000	
	(削る)	(削る)		バックサポート交換	6,900	
	(削る)	(削る)		シート交換	9,290	
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調
						整、左右調整の各
						構造を有する場合
						は、各1,500円増
						しとすること。
	(削る)	(削る)		フットサポート部品交	5,200	
	(削る)	(削る)		換		
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ	6,790	
	(削る)	(削る)		ポート交換		
	(削る)	(削る)		キャスター交換	9,600	
	(削る)	(削る)		キャスター部品交換	3,900	
	(削る)	(削る)		フロントホイール交換	4,300	
	(削る)	(削る)		リヤーホイール交換	5,200	
	(削る)	(削る)		タイヤ交換	8,100	
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ(前	5,000	購入後に後付けす
				輪)交換		る場合は、12,400
						円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ(後	5,000	購入後に後付けす
				輪)交換		る場合は、13,300
						円増しとすること。

(削る)	(削る)	クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 交換	18,000
(削る)	(削る)	フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 交換	11,200
(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000
(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000
(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000
(削る)	(削る)	栄養パック取り付け用	10,910
(削る)	(削る)	ガートル架交換	
(削る)	(削る)	点滴ポール交換	10,430
(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交換	8,100
(削る)	(削る)	座奥行き調整 (スライド式) 部品交換	12,080
(削る)	(削る)	電動スイングチンコン	213,000
(削る)	(削る)	トロールー式交換	
(削る)	(削る)	(以下パーツ)	
(削る)	(削る)	パワースイングチン	68,250
(削る)	(削る)	アーム交換	
(削る)	(削る)	チン操作ボックス交換	15,250
(削る)	(削る)	セレクター交換	88,000
(削る)	(削る)	液晶モニター交換	52,000
(削る)	(削る)	頭部スイッチ・取付	20,000
(削る)	(削る)	金具交換	
(削る)	(削る)	手動スイングチンコン	35,000
		トロールー式交換	

(削る)			(以下パーツ)		
(削る)	(削る)		手動スイングチン	19,750	
			アーム交換		
(削る)	(削る)		チン操作ボックス交	15,250	
			換		
(削る)	(削る)		手動スイングアーム交	10,000	
			換		
(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	20,000	購入後に後付けす
			(非常停止スイッチ		る場合は、28,000
			ボックス) 交換		円増しとするこ
					と。
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	30,000	
			(4方向スイッチボッ		
			クス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	30,000	
			(4方向スイッチボー		
			ド) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	50,000	
			(8方向スイッチボッ		
			クス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	50,000	
			(8方向スイッチボー		
			ド) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	40,000	
			(小型ジョイスティッ		
			クボックス) 交換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	88,000	
			(フォースセンサ) 交		
			換		
(削る)	(削る)		多様入力コントローラ	40,000	
			(足用ボックス) 交換		

	(削る)	(削る)		簡易1入カー式交換	90,000	
	(削る)	(削る)		延長式スイッチ交換	1,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こ けしノブ) 交換	3,350	購入後に後付けす る場合は、1,650 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペン ノブ、太長ノブ、T字ノ ブ、極小ノブ) 交換	3,860	購入後に後付けす る場合は、2,980 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	感度調整式ジョイス ティック交換	10,000	購入後に後付けす る場合は、5,000 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	ジョイスティックのバ ネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する 場合は、500円増 しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	前輪パワーステアリン グ部品交換	51,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交 換	3,000	1ヶ所当たりとす ること。
	(削る)	(削る)	(削る)	日よけ (雨よけ) 部品 交換	12,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光材) 交換	430	1回当たりとする こと。
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光反射材) 交換	670	
	(削る)	(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300	
	(削る)	(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900	
	(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高 さ及び張り調整、

	(削る)	(削る)					座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	(削る)	(削る)			手動リクライニング装置交換	35,000	
					痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩行器	キャスタ (大) 交換	8,200	(略)	歩行器	キャスター (大) 交換	7,400	(略)
	キャスタ (小) 交換	4,100			キャスター (小) 交換	3,700	
	腰掛交換	5,350			腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,950			肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	15,700			ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	2,050			グリップ交換	1,850	
	塗装	9,400			塗装	8,500	
歩行補助つえ	脇当交換	1,650		歩行補助つえ	脇当交換	1,450	
	凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,150			凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,000	
重度障害者用意思伝達装置	本体修理	53,400		重度障害者用意思伝達装置	本体修理	50,000	
	固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換	32,000			固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換	30,000	
	固定台 (自立スタンド式) 交換	62,000			固定台 (自立スタンド式) 交換	50,820	
	入力装置固定具交換	32,000			入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	21,300			呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	35,800			呼び鈴分岐装置交換	33,600	
	接点式入力装置 (ス	10,600			接点式入力装置 (ス	10,000	

スイッチ) 交換 帯電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>42,700</u>	触れる操作で信号 入力が可能な <u>タッ チセンサーコン ローラ</u> であるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,600円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>13,000円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>85,400</u>	
光電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>53,400</u>	
呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>37,300</u>	
圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>42,700</u>	
空気圧式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>42,700</u>	(略)
視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>220,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>36,000</u>	
(注) 1・2 (略)		

スイッチ) 交換 帯電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>40,000</u>	触れる操作で信号 入力が可能な <u>タッ チセンサーコン ローラ</u> であるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,000円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>6,300円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>80,000</u>	
光電式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>50,000</u>	
呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>35,000</u>	
圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>40,000</u>	
空気圧式入力装置 (ス イッチ) 交換	<u>40,000</u>	(略)
視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>180,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>21,000</u>	
(注) 1・2 (略)		